

平成26年第2回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

平成26年6月17日

京都府相楽郡笠置町議会

平成26年第2回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成26年6月17日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成26年6月17日 9時30分			議長	西岡良祐	
	閉 会	平成26年6月17日 14時54分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 事	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	6 番	石 田 春 子		7 番	杉 岡 義 信		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成26年第2回笠置町議会会議録

平成26年6月11日～平成26年6月17日 会期7日間

議 事 日 程 (第2号)

平成26年6月17日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年6月第2回笠置町議会定例会第2日目を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（西岡良祐君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

7番議員、杉岡義信君の発言を許します。

7番（杉岡義信君） おはようございます。7番、杉岡でございます。

私のほうから4点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、笠置トンネル、町道七曲りについてということで、笠置トンネルが開通してもう何年になりますかね。その間、空白はかなりあったんですけども、町民の方があの七曲りを遊歩道というのか散歩道に利用されている傾向が見られるわけでございます。そして、私も、あの中を歩いてみたり車で通ったりして、足元に落ち葉がかなり落ちている、そして木が上から茂っている、これを町道で復活していただきたいというのが1点と、大きな岩があるんですけども、歩くにはそんなに支障がないと思うんです。とりあえず、木の茂りと足元の落ち葉の清掃をしていただきたいと思っておりますけれども、町長、どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。杉岡議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、笠置トンネルが開通いたしまして、七曲りが町道、町に移管されました。それは、大体昭和58年ぐらいだと思っています。約30年ぐらいたつのではないかと、そんなふうにするわけでございますが、その間、町道ということで、散歩をされている方も、私も何人か見受けます。また、確かに議員おっしゃるとおり、木が生い茂って、落ち葉も落ちております。

しかし、散歩道とするには、木津川沿いを七曲り、昔から景観のいいところでございますので非常にいいのではないかと、やはり問題は安全の確保というのが一番大

きな問題になってくるであろうと思います。

そういった意味で、あの七曲りは、車も人も一応通行どめという形で垣を張らせていただいておりますが、垣を張るごとに実は破られます。鍵をかけることも何度かございましたが、それも壊されてしまっております。現在、車も何台か通っておられるように、落ち葉の跡がついておりました。

私も、実はこの質問をいただく前にも、昔の観光ホテルからも実は入れましたので、あそこからも見てみました。ところが、最近は通り抜けができるみたいです。担当課のほうで、建設産業課ですが、何度も通行どめの柵を張らせていただいているんですが、破られております。そういったことで、安全の確保が十分できるまでは通行どめは解除できないと私は考えております。

杉岡議員も御存じのとおり、かなり大きな岩も崩落しております。岩の崩落、そして土砂崩れが一番私は危険なところではないかなと思うわけですし、以前にもある方からも、あそこを散策道として整備せよというお話を聞きました。京都府にもお伺いを立てた経緯もございます。そういった中で、府としては、いわゆる事故が起こった場合に公費でその保障はできないという、そういったことは、すなわち府としては何もできませんよという話だと思います。

町も、実は七曲りのあの大きな岩を何とかならんかなということで検討したことがございますが、あの岩の、山の頂上からネットをかぶせてこなければ、その崩落を防ぐことができないということも伺っております。そういったことも含めて、やはりあの七曲りを今後整備したらいいものかどうか、安全を十分に確保ができるものかどうかということも含めて、今後、再度検討させていただきたいと思うわけでございます。

しかし、七曲りを一部の方が利用されているのも事実です。光ファイバーですとかダムの管理というんですか、水資源開発の非常用のサイレン等もあの七曲りの中にございます。そういった管理道路でもあるわけですので、全てを通行どめにできるかどうかということも、そういう話になるんですが、やはりそういった管理のほうで歩いていただくからには、十分に自己責任において安全を確保していただくということが条件になってくるのではないかと思います。

そういったことで、七曲りのコースについては、私も景色のいいところですので散策道には一番いいのではないかなと思うんですが、やはり安全上の問題があるんだということだけ含んだ上で、今後、町としても対応していきたい、そんなふうに思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） はい、杉岡でございます。

きょうも、私、ちょっと早目に出て、朝、あそこ、七曲り、車で通りました。そうすると、もう2名の方が歩いておられた。四輪車というのか、ちょっと足の悪い人が乗るあのバッテリー車、あれもあそこを動いていました。声かけずに来たんですけれども、ああ、こういう人らがやっぱりこういうこと利用してんねやと。

それで、私ら、昔の40年、50年前ですかね、あそこを通学路に使っていたわけでございます。そのときは何もなかったんですけれども、今、町長が申されたダムの警報所、あそこら付近が物すごい巨岩で、ごっつい岩が前にしていると。これは、何年ごろにこんな石が落ちてきたんやなど今振り返ってみるわけでございますけれども、ちょうどその警報所の下に、ちょっとのぞいてみたら、砂浜があるんですよ。

砂浜は、あそこまで行くのは大変やと思うけれども、その横のほうに布目川の水路やないけれども、凹凸した岩が、変形した岩が長年流されてきて、そういう物すごくええ景色があるんです。それも、観光の一つとしてコースに入れたらどうかなと私は前々から思っていたわけです。

それと、先ほど申したように、私、何回か車で通り抜けしております。鍵を壊された様子はないです。あれは、意図的に外した形跡でございます。鍵を外すならば、2本があって3本目が入っているわけで、3本目はもうきれいになくなっていきます。そして、東側の入り口は大きなブロック、あれも完全に横になっています。それは、どういう事情で横になっているか私はわかりませんが、その東側のもう一つ向こうに、また鉄塔というのか、鉄杭がおって、その真ん中にもありました。それもなくなっています。これはもう、意図的に外されたもんやと私は思っているんです。

だから、今言われたように、完全にそれを通行どめにするのであれば、その通行している方にこういうことですよという形の中で話をさせていただかないと、これは町道で、道が広がっている、車も通っている、これは通ってもええんやな、ただ足元が悪いから何とかしてほしいな、木が茂っているから何とかしてほしいなという、これは歩いている人の希望なんです。そここのところを、町長、徹底的に、もうこれは危険度は増しますんで、自分の責任を持ってくださいよという徹底した通知を歩いている人にするか指導をさせていただかないと、ええ景色を見ながら歩いている人に対して、これから何かあったときにこういう指導をしてよかったなということを、ちょっとそここのところ、きちっと町としての見解を示していただ

きたい。答弁を。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいまの杉岡議員の質問でございますが、やはり町のスタンスは通行どめという形で、安全が確保されるまで通行どめという形をとっていきたいと思います。

しかし、今現在の七曲りには、危険であるという、そういったいわゆる標識も何もつくっておりません。そういったことも含めて、自己責任において通ってくださいよですとか、頭上危険ですよ、通行どめですよという、そういう看板も含め、これから安全対策というのを徹底していきたいと思います。

ただ、鍵が壊されたですとか、今、通行どめの柵がどのようになっている、どういう状況であるというのは、担当課長、ちょっと後で説明してください。

そういうことで、とにかく今のところは危険な状態であるということは間違いないと思います。それが、いわゆる安全が確保することができたら、町道の落ち葉の清掃も山側の木の伐採も、それはできるのではないかと思います。ただ問題は、やはり先ほども言いましたように、岩の崩落が一番問題だと。以前に、車はその被害を受けたということも聞いております。そういったことも含めて、町としてはやはり安全を第一に考えてまいりたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 先ほどの町長の説明に一部補足させていただきたいと思います。

杉岡議員おっしゃっておられましたとおり、今現在、七曲りの東側につきましては、車両の通行を抑制するためのガードレール等を以前設置したところでございますが、現在、町の道路改良工事に伴います一時的な資材置き場として、七曲りの中、一部碎石等を置いております。それにつきましては、工事のほうが終わりましたので、近々搬出する予定をしております。その際に、車両の進入どめのガードレール等をもとに戻す予定はしております。

鍵の話でございますが、これは以前から七曲りの西側及び東側、それぞれ車両の通行を禁止するためのH鋼による柵並びにポール等を設置いたしまして、たびたび鍵のほうを設置しておりました。しかしながら、事あるごとに鍵を壊されるということが続いておりまして、それにつきましては、駐在所のほうにも以前から届け出をしておったところでございますが、いくらやっても全く切りがないという中で、鍵もやはり費用のかかることですので、かといって、あけておくと通ってもいいというように判断されるという部分も確かにございますので、先週末も西側につきましては車両どめのポールを刺したところでございますが、やはり

月曜日、朝来て確認すると、もうそれが既に撤去されてしまっていたというような状況でございます。

管理につきましては、完全なものではないというように認識はしておりますが、今のところ、できる限りそのような形で対応しておるといふ状況でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 今、課長が、鍵等については、こちら十二分に町として見ているという返事もらったんですけども、私、1日目からきょうまでの間、私の見る限りでは何もしたような様子はないです。夜のうちにしてあって、朝方されていた場合には私の目が届かない点があったと思うんですけども、私の見る目においては、西側、2本は立っているけれども真ん中には何も立っていません。

それと、東側、今言われた工事が終わったんで、それはまあ結構でございます。その材料が置いてあるもう一つ向こうに、H鋼2本、真ん中にもう1本あるはずなんです。それが、初めから、私、もう初めから気づいて何も無い、何もしていないということなんです。

だから、もし町長の、安全になったら町道として何とかしますというのと、今、課長が申された、全然符合していないので、そのところ、課長、もう一回答お願いします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

杉岡議員さん、初日から全く何もやっていないというようなお話でございますが、先週金曜日、午後からですが、私が西側、ポールを掛けにまいりました。それは、私が行きましたので真実でございます。

それで、東側のH鋼の真ん中1本がないという話でございますが、先ほど御説明いたしました資材の仮置きの際に、その車両がちょっと大型であったため、H鋼の間を通り抜けすることができないということで、今、一旦、切断をさせていただいています。それにつきましても、溶接で搬出後戻すということで業者のほうに確認をとっております。

状況といたしましては、そのような状況でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいまの七曲りの通行の件なんですけど、やはり先ほども言っておりますとおり、安全対策が十分確保できない限りは通行どめであるという、これはもうやらせていただきたいと思っております。

それと、やはり何か起きた場合の道路管理者としての責任が問われるということになるわ

けであります。そういったことも含めて、やはり町民の方にも十分その辺はひとつ御理解いただきたいと思います。散歩されておられるのも、道路がないからというわけではないかと思ひます。ほかのところに変えていただくのも一つの手段だと思ひますので、その辺のところはひとつ御理解いただきたいと思ひます。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 町長、そういうことをもう早急に、もしできれば、そういう遊歩道的なもんを安全になるように、町としても努力していただくようお願いをしときます。

それでは、2点目でございます。

町内のガードレールの点検、今、ガードレール、あちこちで、橋梁もきれいにさせていただいております。

ところが、板状のガードレール、あれはかなり強度なものなんですけれども、丸パイプのガードレールというのかな、側道に設置してある、これは1本、2本、3本のあれでされているんですけれども、その1本が腐敗して落ちるといふ箇所が何カ所、私は見ているんです。だから、どこの箇所と言わずに、町内全般に点検をしていただいて、そして丸パイプだけ交換すればええところは丸パイプだけ交換してやってほしい。あれは既製品だと思ひます。だから、丸パイプを購入していただいたら、ねじ締めで私は簡単にできると思ひます。

そのこのところ、私の考えですが、前から大分言っているんですけれども、できていないといふことを懸念しているわけなんです。そのこのところ、担当の方、何とか返事してもらえませんか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。杉岡議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思ひます。

道路に附属いたしますガードレール等につきましては、平成25年度に道路の附属物点検、これを実施したところでございます。この点検結果に基づきまして、平成27年度から、損傷ぐあいなどを判断いたしまして、順次補修を行う計画をしておりますが、今、杉岡議員おっしゃっていただいたとおり、危険なものにつきましては早急に対応を考えたいと思っております。

調査いたしましたのは、あくまで町道に附属する部分というものでございますので、また町道以外の施設でも、以前に町のほうが設置したような防護柵も数カ所あるということでございますので、これにつきましても、今後、早急に点検等を行っていききたいと、このように

考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

27年度、そういう時期に改修するという形なんですけれども、最後に言われた危険度が高いところがあるので、私はこれを言うとするわけなんです。子供が何かの形で集合する場所にそういう箇所があると、どこどこという形の中で言いませんけれども、そういう箇所があるということを保護者から聞いています。そして、私も目で見ています。

それは、町の土地でございますので、そののところ、課長、再度確認して、パイプ等についてはすぐできると思うんですよ。だから、子供が落ちてからでは遅いんで、何とかできるように早急に配慮していただきたいと思うんですが、どうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

今、おっしゃっていただきましたとおり、小修繕等で対応できる中身かと思っておりますので、早急に対応させていただき予定をしております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

もし、町のほうでわからなかったら私に言うてください。また、ここですよと言いますので、早急に仕事のほう、お願いしときます。

それでは、第3点目にいきます。

防災対策についてということで、洪水や土砂災害の避難場所、いろんなことを書いてあるんです。これを、2年ほど前からやね、これやり出したのは。それで、やっとこれできたんです。これは全戸配布されていると思うんです。

ここにいろんなことを書いていただいております。この矢印は、この目印はどこやと、何かあったときはここへ避難しなさいよということを書いていると思うんです。

それは、各区で区長なりが対応して、区民の皆さんにいろいろとされていると思うんですけれども、今、一番問題になっているのは、台風被害のほかに東南海・南海地震が起きるということを言われております。

町長、笠置町独自の防災計画、お年寄りを含めた中でどういうふうにするかということ策定されていますか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 杉岡議員のただいまの防災対策についての、笠置町独自の防災計画を持っているかということでございますが、これにつきましては、防災計画、大体3年計画でございまして、平成26年度中にまとめていくということで担当課から聞いております。こういった計画の中で、笠置町独自のものをまとめていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 今、26年度という形の中で言われました。

各町村に、自治体にこういう内容のものについて、京都府から、並びに国なりに報告をされていると思うんですけども、南海トラフの地震の各市町村の最大の被害想定ですよ、あくまでも、ここずっと書いてあるんです。死者何人、全壊・焼失建物等書いてあるんです。笠置町においては、死者はゼロ、全壊10棟というんですね、これ、こういう形の中で新聞に出ております。笠置町においても、こういう形が町のほうに届いていると思うんですよ。

だから、私が言いたいのは、ことしは町制80周年、そういう中で、町全体で避難訓練なり、そういう形のものをしてはいかがなもんですか、町長。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

杉岡議員のおっしゃってございました防災計画という件についてですが、町長のほうからもお答えしていただいたとおり、当初予算に計上いたしまして、これから策定事業として入札等を実施していく予定です。

内容については、国の防災基本計画、それから京都府の地域防災計画等を踏まえたものとなっております、中身といたしましては、洪水等の対策、それから震災対策、今回からは原子力災害対策と、おっしゃってございました南海トラフ地震防災対策の推進計画を盛り込むという内容になっております。国のほうは、26年の1月になってから最新の情報が提示されておりますので、それを反映していくということになります。

避難訓練についてもおっしゃっていただいておりますが、こちらのほうも、今、9月に防災の日がありますので、それと兼ね合います、担当者のほうとも計画をしているところであります。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 課長、私、今言った資料は届いているんですね、こういうことがあったらこれだけの被害ありますよと。これ、あくまでも想定やからね、別に。

それと、今、9月、何かそういう計画をするということなんですか、笠置町全体の防災と

かそういうことで。それは、もう会議自体が始まっているわけですか。計画を、こういう、今、第何段階まで来ているということなんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

南海トラフの件についてですが、京都府のほうから一応資料のほうは届いております。新聞に掲載していただいた内容と変わらないもので、人的被害については、笠置町でいきますと10軒程度、死者は、おっしゃったように、なし、建物の倒壊については10軒程度という見込みでうちのほうも届いておる内容になっております。

それから、防災訓練のほうですが、京都府の訓練を実施されるという内容で、まだ6月初旬に京都府のほうから消防防災のほうで通知がありました。京都府の訓練と連動しまして、その前後ぐらいで町の訓練も実施されてはどうかという内容でしたので、今まだ検討しているというところです。

京都府が8月の終わりぐらいにということでしたので、夏休みとかかかってくるので、今後、町全体でいくものか、それから今までしたことのない、実施していなかった河川敷のキャンプ場を使ってとか、それからデイサービスでの高齢者の搬送を想定したものとか、今まだ中身として何段階とかそういうところではないですけども、考えられるものを、今、計画として詰めているという段階でしかまだないですけども、そういうことで考えております。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 今、課長が申された京都府の防災訓練、これは私もちょっと聞いているんです。15市町村でするのか、京都府南部全体でするのか、それはまだわからないんですけども、やりたいなということは聞いています。

それはまあ、やりたいというのは気持ちやけれども、もしその中で笠置町乗っかるのであれば、もうぼちぼち、どういう形でするんやということを含めた中で相談してもらわないと、京都府がこういうことするのやから、これにのっかってやろかじゃ遅いんで、もし京都府がしなかったら笠置町は独自でするんやという形の中で話を進めていきたいと思うんですけども、町長、そののところ、どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま、杉岡議員の訓練の件でございますが、やはり京都府、そして相楽郡、いろいろ関連がこれから出てきようかと思えます。そういった中で、笠置町でやる

とするならば、各種団体、老人クラブ、商工会、観光協会、区長会等々も含めて、全ての団体に御協力をいただきながらやっていかなければならないだろうと思います。そういったことも含めて、担当課のほうで、今、計画を立てているということでございますので、もう少しお待ちをいただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） またハザードマップに戻るんですけども、これ一応書いてある、これを見たらすぐわかるんですけども、これを笠置町の職員が各区に回って、こういう形の中で勉強会しましょうという計画はあるんですかね。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいま杉岡議員のほうから、防災マップを全戸に配布させていただいた、その分についての各区への住民説明会を予定しているのかという御質問いただきました。

現在のところは予定はしておりません。ただ、この6月にまかせていただきましたので、次回7月に予定しております区長会もございます。その中で、またいろいろ御意見が出てきた場合、検討はさせていただきたいと思います。

現在のところは、実施は予定しておりません。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 何でこういうことを言うかということ、各区においてはお年寄りの、独居老人というのか、そういう方もおられます。ただ、こんな、きれいに印刷してあるな、コピーしてあるなと、いろんな印してあるなではわかりにくいと思うんですよ。

だから、区長さんに、そういう人らも一回集めていただいて、それで、これはこういうふうはこうですよ、何かあったとき、ここへ逃げなさいよ、これはどこですよと、こういうふうなことをやっぱり丁寧に教えていかないと、せっかくつくってやね、年寄りの方やったら、これ、えらいいろんなこと書いてあるけどなど、誰にも相談することもできひんかったらいかんで、各区長さんに、もしそういう計画が今なかったら、こういうことをしていますんで、ひとつ独居老人の方にこういうことでこう避難してくださいよと、常日ごろ言うているけれども、こういう形の中で印してありますんで、もし何かあったときには区長のほう、役員の方へ電話するよという形の中で指導してくださいよとお願いしたらどうですか。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいまの質問にお答えします。

実は、昨年7月に区長会を開催させていただいたときに、議員も今、御質問等の中にあ

りました要配慮者等との問題も、その中でまずは話しさせていただきました。ただ、区によって、やっぱり温度差があるわけなんです。各区の区長さんの考えの温度差があるわけなんです。

その中で、防災マップもできましたので、先ほど申し上げましたとおり、関係する総務財政課、また要配慮者の関係でございましたら保健福祉課長等々を入れた中で、区長さんと会議を持ちたいなという話は両担当課長に申し上げております。

私が申し上げましたとおり、今のところは実施する予定ございませんが、区長会の開催の後、各区長さんからそういう御意見なり、またお互い協力体制が構築されたとするなら、それはまた検討させていただきたいと、そのようにお答えさせていただいたつもりでおります。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

福祉課長、今、名前出たんですけれども、そういう考え、どうですかね。今、聞いてくれた、その中身。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

杉岡議員のただいまの御質問でございますが、参事言われました内容につきましては承知しております。

要配慮者の関係につきましては、周知徹底を図るというふうなことで、各地区の周知徹底を図るということにはあらゆる面から対応していきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 田中参事、今のところ計画ないという形で言われましたんで、計画ないことなしに、何とかそういう形の中でつくってあげてくださいよ。まだ9月、10月の災害時、これから梅雨の終わり時期にどんな災害が起きるかわからんから、町全体の中で取り組んでやってください。

それでは、4番目に入っていきたいと思います。

これ、町長に答弁していただけるのか、担当者に答弁していただけるのかわからないんですけれども、デイサービスセンターについてということで、デイサービスの進捗状況、これについては、いろいろと公表できない部分もありますやろ。それ、今のところ公表できないなというところは省いてください。ここまでは言えて、こういう状態やいうことを、進捗状

況、お願いします。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。杉岡議員のただいまの御質問でございます。

6月議会の、本会議じゃなしに議案説明のときですかね、若干御説明申し上げたところがございますが、簡単に今現在の進捗状況を御説明申し上げますと、もう承知いただいている部分も含めまして、昨年11月にプロポーザルによる業者の提案書募集を依頼したと。1月に業者によるプレゼンテーションを実施させていただいた。2月に選考委員会で業者を選考させていただいた。2月の上旬、中旬から現在6月に入っておるわけでございますが、4回、その指名業者と協議を実施させていただいております。

言えます範囲というのに御配慮いただいた中で回答させていただくんですが、笠置町の将来の介護・医療・福祉というふうをトータル的に考えた中で、どういうデイサービスの委譲というものを核に据えながら、どういう形で整備していくかというものも踏まえて、27年4月の開業をめどに交渉を行っているところでございます。

最終的には契約行為というふうになるわけでございますが、まだそこまでは至っておりませんで、ただ、交渉は順調に進んでいるということでお許しいただければと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 今、業者が特定業者になっていると、それで今、交渉中であって、開業までまだ、27年、まだ1年、半年か、27年の4月やったら7カ月、終わりやったら1年半、かなりかかるんですね、まだ。まだ、それだけ話の内容が詰めていない、詰められない、なるべく早く詰めて開業するようにしてください。

そうすると、やっぱりお医者さんもその中にいて、デイサービス受けられる方もその場で診てもらえるという形が一番ベストやと思うんです。なるべく早く、それでもし、そういう形の中で契約等なり何なりとあると思うんです。できたら、できましたよという形の中で私どもにまた言ってください、町長。それで、そういう中で、早いこともし契約できるのであれば契約するように、行政としても努力してください。町長、そのところ、どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま、杉岡議員のデイサービスについてということで、保健福祉課長が説明を申し上げたとおりでございます。

ただ、27年4月をめどにということでございますが、実は26年12月、鍋フェスタ等

のいろいろな事業の絡みも含めて、4月ぐらいが適当ではないかということだと思います。

そういった中で、やはり契約等については、条件がまとまり次第、契約に入りたいと思います。それまでに、また議員の皆さん方にも御報告させていただきたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） なるべく早く、ええ形の中でデイサービスの契約等、業者、できているんですけども、契約ができていないということ、早急に努力してください。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（西岡良祐君） それでは次に、1番議員、田中良三君の発言を許します。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

消滅可能性都市について、2040年の人口推計で、日本創成会議・人口減少問題検討分科会において、出産中心的年代20から39歳の女性人口が現在の半分以下になる自治体が896自治体に、全自治体の半数に当てはまると発表されています。平成26年5月19日の新聞紙上だと思います。

町長が人口増加策について、生産人口をふやすことが第一と語っておられますが、このことについてどう取り組まれるか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 田中議員の質問にお答えしたいと思います。

人口増加策について、生産人口をふやすことが第一、確かに私はそのように思っております。65歳以下の人口をいかにふやしていくかということについては、これは町の命運をかけたこれからの仕事になってくるであろうと思います。それには、まず若者の定住化、産業の振興等も含めて活性化策を講じていかなければならないだろうと思います。

ただ、笠置町の現状を考えたときに、過疎化するそんなに大きな要因はあるのかなど、皆さん、よくおっしゃいます。やはり、私も、大都市近郊からのまちとして、そんなに過疎になるような、そういう条件はそんなにないだろうと。しかし、過疎になっているのも事実であります。東部の相楽、それから木津川市を見ても、西と東の違いは一目瞭然であります。

そういったことも含めて、今後、やはり笠置町が活性化していく方策、これはこれからの笠置町の生き残り策と言ってもいいかと思えます。

私は、これの第一番がアクセスの問題を解決していかなければならないだろうと。JRの問題もあるわけですが、JRも、私も直接本社のほうにかけ合いに行った経緯がご

ざいます。当時は民主党政権でございましたので、東京の民主党本部にも国会議員にも力をかけながら、JRを何とか笠置まででも電化できないのかということでもいろいろ伺ってまいりました。しかし、かなり、はっきり申し上げて不可能に近いことだと私は受け取りました。

そういったことも含めてですが、やはりこれからのアクセス、JRだけではございません。国道の改修も含めて、私は今後、笠置町の生き残り策として重点的に取り上げてまいりたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

2012年、全国出生率平均は1.41、2013年には1.43と改善されておりますが、京都府においては1.23と低い水準になっております。2025年の出生率を1.8に回復させるとなっておりますが、75歳以上の後期高齢者は現在の1.9倍になると推測されております。このことについて、どう思われているのか。

また、他都市にはない特化した取り組みが必要と語っておられます。町長、現在取り組まれていること及び将来的に取り組まれることについてお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま、田中議員の質問でございますが、75歳以上の後期高齢者が1.9倍になる。やはり、私は、お年寄りが健康で長生きしていただけるような、そんな社会、まちづくりが非常にこれから大事になってこようかとも思います。

やはり、後期高齢者の方、高齢化が進むということの中での、これは笠置だけではないと思います。日本全体の問題になってこようかと思いますが、笠置町は高齢化が進む、やはりお年寄りが長生きしていただけるまちであるということの一つの売り物にすることができないだろうか。

先ほど、特化した取り組みが必要であると私が言っている、確かに私は特化した取り組みが必要であろうと思います。その取り組みの中に、一つは、やはり笠置町の限られた資産をいかに有効に利用していくかということの中で、荒廃農地の有効利用を挙げております。それからもう一つは、我々家庭内で出されるごみ、今は邪魔物であるわけでございますが、これらの資源化するプラントができつつあります。こういったことも含めて、私は笠置町なりの、笠置町だけでしかできないような取り組みを今後進めていきたいと考えております。

このマイクロガス化プラントについては、また後ほど質問される議員の方もあるようでございますので詳しくお答えさせていただきたいと思いますが、私はそういった、いわゆる全

国どこにもないような事業を今後展開してまいりたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

先ほど町長も言われましたが、JRの電化とかができていないので、通勤圏内にちょっとあるので、働く場の確保、子育て環境の整備が重点的と思われるのですが、このことに関して、どう取り組まれるのか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 人口の流出を防止するには、働く場所の確保が大事だと田中議員はおっしゃってられます。確かにそのとおりであります。

人口の流出を防ぐためには、まず産業の活発化という面から、働く場所がなければ、当然定住される人口も少なくなるわけであります。そういった意味で、先ほど言いましたように、耕作放棄地の有効利用ですとか、そういった特化した事業を展開することによって、私は笠置町の活性化を目指すことで人口の流出防止、そして働く場所の確保をすることができればと考えております。

それから、子育て環境の整備が最重点とおっしゃってられます。確かにそのとおりだと思います。

京都府の今回の補正でも、子育て支援法、そして婚活等の補正が組まれているわけでございます。

笠置町にとっての子育ての環境は、私は十分に余裕があると思います。保育所、そして小学校、放課後児童クラブ等の整備を行っておりまして、子供たちが十分に学べる環境づくりはできていると考えております。そのほか、子育てについては、学校等で学校・家庭・地域の環境による教育支援活動、促進事業等々やられているわけでございます。

こういった中身の中で、子供たちが豊かに、そして健やかに育っていく環境づくりを笠置町としては取り組んでいるということだけ御報告を申し上げたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 今、町長が言われました保育所とかの問題で、働く人の時間帯で、保育開始時間が、ここ相楽圏内の木津川市からこっち、ちょっと時間が遅いと思うんですよ。例えば、京田辺市あたりがやってる時間とうちらと比較したら、ちょっと遅いと思う。

そういうのをまた考えといてもらいまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。有害鳥獣問題について、侵入防止柵設置状況は、現在、イノシシ、鹿のみの防止柵になっ

ておりますが、猿の防止の電柵が必要と思われませんが、いかがでしょうか、担当課長。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。田中議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思えます。

現在、町内で見かけます金網柵の多くにつきましては、平成23年度から実施しております野生鳥獣被害総合対策事業を活用し、各地区の営農組合等からの要望に基づき、設置されたものでございます。この補助を受けるためには、3戸以上の農家さん等が営農組合のようなものを組織していただきまして、集団的に、かつ効率よく農地を囲むということができるといった要件がございます。

比較的農地の少ない笠置町におきましても、水田というのはある程度集団化しておるため、これらの要件を満たすことは比較的容易かと思われまます。このため、イノシシ・鹿用の防除柵が多く設置しておりますが、このような設置の要件というものが満たされておりましたら、制度上は猿用の電気柵等の設置も可能となっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

国は、鳥獣保護法を改正し、保護から管理へと大きくかじを切りかえましたが、生息エリアが拡大している現在、遅きに失したと思われまます。2012年までの10年間の農作物被害の年平均は200億円と出されております。

なお、改正法には予算措置への言及がありません。このことについて、どう思われまます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

田中議員のおっしゃっていただいたとおり、このほど鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、これが一部改正されたところでございます。公布のほうは5月30日ということになっておりますが、施行に関しましては、政令のほうで1年以内ということになっておると思います。

田中議員がおっしゃったとおり、財政的な支援、補助要件等については示されていないということではございますが、今のところ、町のほうも、今後、政令や規則がこの法律改正に伴いまして整備されてまいると思います。そのようなものが町村においてきた段階で、その法改正の趣旨等を考えまます中で、笠置町としても取り組んでいけます有害鳥獣対策について検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） ニホンジカの推定頭数は、20年で9倍近く、2011年には261万頭、2025年には500万頭を超えるとあります。狩猟免許の所持者は、40年にわたり6割量が減り、約20万人、このうち60歳以上の方が約66%を占めて、高齢化が進んでおります。これで捕獲対策がスムーズに進むと思うのでしょうか。それとも、その対策、何かかわりの捕獲対策がありますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

田中議員おっしゃっていただきましたとおり、有害鳥獣捕獲の実働部隊として笠置町でも活躍していただいています猟友会さんとメンバーさん、日本全国で高齢化が進んでいるということは問題となっております。先ほど申し上げました今回の法改正の中でも、そういった狩猟者の高齢化というものは問題視されているということでございます。

まだ、全容は詳しくはわかってはおりませんが、今回の法改正の中でも、例えば一部、わな猟や網猟の免許の取得年齢を引き下げるといったような形の中で、狩猟の従事者の拡充を図っていくというような部分も盛り込まれているというように聞いております。

先ほども申し上げましたとおり、今後、政令等整備された中で施行されるに当たりまして、その時点で、笠置町のほうといたしましても内容を十分検討した中で、取り組めるものにつきましては取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 田中です。

環境省は、2023年まで、イノシシ88万頭を50万頭、鹿は半減としていますが、ハードルは高いと思いますが、この点について、京都府とかいろんな関係機関から何か対策がありましたでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

田中議員さんのおっしゃっていただいておりますとおり、今回、かなりハードルの高い有害鳥獣の削減目標というものを掲げております。これは、先ほども申し上げましたとおり、今回の法改正に際しまして、環境省と農林水産省が、鹿の生息数につきましては、現在、推定でございますが、約325万頭、これを160万頭に、またイノシシにつきましては88万頭から50万頭に削減し、適正な生息範囲を確保するという目標になっておるわけござい

ますが、今のところ、具体的な方策等につきましては、都道府県等からおりてきているもの
につきましてはございません。以上です。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 田中です。

そしたら、次の質問の森と緑の公社民事再生について。

森と緑の公社が、6月5日に約229億円の累積債務を出して、14府県目の民事再生法
適用を申請しましたが、これに対し、常務理事が記者会見で、国策に従ってきた事業形態だ
ったが、実質的に木材販売のための伐採は一度も行わなかったと、無責任ともとれる発言を
されております。

1967年に府や府内市町村が出資され設立されたと聞いておりますが、笠置町の出資は
幾らでしたでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの田中議員の御質問のほうにお答え
させていただきたいと思います。

京都府森と緑の公社への出資金につきましては、昭和42年の公社設立当時、当時は社団
法人京都府造林公社として設立されたものでございますが、その当時の定款で、社員は1口
以上出資することとされておまして、笠置町につきましては3口、3万円を出資しておる
ところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 府内13市町村で277カ所、約4,500ヘクタールがされたと聞いて
おります。笠置町における事業されたところはありましたでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの御質問についてお答えさせていた
できます。

京都府森と緑の公社の主な事業の一つであります分収林事業、このことでございますが、
これは公社が土地を借り上げるなどいたしまして、山林の土地所有者にかわって杉やヒノキ
などの造林・保育・管理等を行いまして、50年から80年という長い期間でございますが、
将来に成長した立ち木を販売いたしまして、その収入を分け合うといったものでございま
すが、笠置町内におきましては当該事業地はございません。

なお、相楽郡内で南山城村のほうで1カ所あるというように聞いております。以上でござ

います。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。終わりですか。

1番（田中良三君） これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡良祐君） 続きまして、2番議員、向出健君の発言を許します。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

空き家対策について質問いたします。

まず、空き家対策の現状についてお聞きしたいと思います。

笠置町には、現在、空き家が何軒あり、そのうち何軒が空き家登録をされていますか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

笠置町の空き家軒数と空き家の登録件数ということで、現在、私どもが把握しております空き家の軒数につきましては70戸でございます。そのうち、空き家登録していただいているのは3戸でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 現在、笠置町に、空き家に入居したいと希望される方は年間どのぐらいおられますか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えさせていただきます。

本年1月以降なんですけれども、空き家に関する問い合わせというのは大体月1件から2件、問い合わせ来ております。その中で、実際、笠置に来られて物件を見られたという方につきましては3名ございます。その3名のうち、1件は、もう笠置町に住むということはほぼ決定しております。そして、2名の方につきましては、ちょっと検討したいということで、最終的なお答えはいただいておりますけれども、検討していただいているという、そういう状況でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今、答弁にもありましたように、空き家が70軒あったうち3軒だけだと、登録がということでお聞きしました。

この、なかなか空き家登録が進んでこない、その原因や、また苦勞されている点などありましたら答弁を求めます。お願いします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 空き家登録が進んでいないということで、これまで所有者の方にもお願い等行っているんですけども、そこでよく所有者の方からお聞きしますのは、家財道具や荷物がまだそのままに置いてあると、そしてまたそれを倉庫や物置がわりに使用していると、そういったことをよくお聞きしております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 空き家登録に向けて、町の職員の方もいろいろ努力をされているとお聞きしていますが、今現在、この登録進めていくに向けまして、町としてはどのような取り組み、また努力をされていますでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えさせていただきます。

現在、空き家につきましては、ホームページへの掲載をしております。それと、区長さんや町民の方に情報をいただき、また所有者の方にアポをとっていただいたり、そういった協力をいただきながら、担当職員、担当課において、所有者の方に直接お会いして、登録に向けてのお願いを現在はしているところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今、状況についていろいろお聞きしました。

それで、幾つかの課題としてちょっとお聞きしておきたいことがあるんですけども、一つは貸し手の方が気になること、先ほど、多く聞くのは家財道具の撤去ということでしたけれども、例えば保証金の問題、いわゆる今の空き家の制度では契約は当事者間でということになっていると思いますが、保証金も恐らくは個人で、借り主の方が誰か知人の方へ用意するというところになっているかと思うんですけども、こうした保証金も町が、例えば家を借りた方が家賃を払わない、滞納された場合に肩がわりするなどの制度も今後は考えていかないと、なかなか貸し手のほうが貸すところをオーケーしにくいのではないかと思うんですけども、こうした保証金の町の肩がわりといいますか、そうした制度についてはどうお考えでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの質問ですけども、保証金や滞納されたとき、町のほうが肩がわり等の制度を設けよということだったと思うんですけども、現在のところはそういった、町が滞納等の肩がわりにつきましては考えておりません。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今、保証金の肩がわりは現在考えていないということでしたけれども、こうした制度の意義とかについてはどうお考えでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 今、向出議員の質問でございますが、家賃の滞納あるいは保証金を町が肩がわりすることができないかということだと思いますが、先ほど課長がお答えしましたように、今のところ考えておりませんし、これからも考えるつもりはありません。

と申しますのも、やはり家賃あるいは保証金を払っていただくのが、それは入っていただく方の私は義務だと思っております。

やはり、町が中に入る以上は、町がそれだけの責任を持つということをおっしゃりたいのだと思います。しかし、そういった空き家に入っていただく方についても、やはりいろいろ精査した中で人を選んでいかなければならないので、誰でもいいというわけにもいかんのではないかなと、私はそんなふうを考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 先ほど、空き家登録が進まない、多くのよく聞く声は家財がそのままになっているということでしたけれども、そのほかについて、例えば職員の方にいろいろ、所有者の方に先ほどアポもとってということでお聞きしていましたが、なかなか連絡がつかない方とか、よく職員の方が知らない方とかもおられるのではないかと。

そこで、区長会とか町民の方とかに協力を求めるということは有効ではないかというふうを考えているんですけれども、その点については、これまでどういうふうな取り組みをされてきたでしょうか。また、どのようにお考えでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えします。

先ほど、アポをとってといった話をしましたけれども、それにつきましては、町のほうでなかなか所有者がわからない部分がこれまでありました。そういったところで、区長さん等を通じまして所有者等を確認させていただいて、区長さんのほうから、町民の方からその所有者にアポをとっていただいたという御協力をいただいていたということを申し上げたつもりでした。

それで、これまでも区長さんや町民の方にそういった形でいろいろと御協力を願っておりますし、そういった御協力をいただくことが当然必要不可欠で、事業がスムーズに進んでい

くのではないかと考えております。

それで、またこれから区長会等の会議もございまして、そこでまた区長会の方に御説明して、御協力を賜っていくということで考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 空き家だけではなくて、人口減少問題全般含めて、町民の方も結構やはり心配されていると、一番関心があるというお声をお聞きしています。こうした空き家についても、皆さんの理解を得ていただいて、さらに情報提供も進めていただいて、ぜひ、さらなる受け入れ態勢の整備を進めていただきたいと思うんですけれども、ただ、現状としては70軒中3軒ということで、また入ってきたいという方も問い合わせは月一、二件、実際に来られた方は3名と、そのほかにも町長からも何件か聞いているというふうにもお聞きしていますし、私自身も町民の方から入りたいという方がおられるというふうにお聞きしているんです。

ところが、受け入れ態勢がやはり弱いということで、ぜひこの空き家対策というのを一つ重要な課題として、今後、私も協力できるところはしたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それで、6月議会の初日に、府の事業である「明日のむら人」移住促進事業という補助事業、それを受けての笠置町の農村移住促進事業の予算が可決、成立しました。

この事業では、区などの団体が移住促進の事業を行い、空き家のデータベース化など事前の調査などを実施した場合や空き家を改修した場合、また実際に移住された方が改修をされた場合などに補助金を出すという内容になっています。京都市でも、補助の制度をつくったり、南丹市でも定住を後押しするというので、こういう改修に対して補助をするという制度が創設されています。

今回、このような移住に対する補助制度が創設されたことによって、空き家登録を促して、皆さんにも協力を促す、そういう方向に進むことを望みますが、こうした補助事業の一層の定着と拡充を求めたいと思うんですけれども、この点についてどのようにお考えでしょうか、見解を求めます。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えします。

当然、今回、制定いたしました制度を、移住促進や空き家対策の解消等におきまして、多くの方の御理解と御協力を賜った中で、当然定着させていかなければならないと思っております。

ます。

それと、新制度が今回始まったばかりでございますので、実施していくに当たって、いろんな問題等々が出てこようかと思いますが、そういった中で、今後またいろんな方の御意見等もお聞きしながら、この制度の充実を図っていきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今回の農村移住促進事業の制度なんですけれども、事前に要領を見せていただきました。それで、やはり、府の要綱では若者、若年層の定住ということで目的がうたわれていましたけれども、特に笠置町ではそういう年齢制限は設けないということでした。

私自身も、高齢の方だから入ってはいけないというふうに限定するのはいかがなものかなと思うんですけれども、こうした点と、もう一つは、実際に移住されていなくても移住のそういう促進の事業を行いさえすれば補助金を出すという内容になっているんですけれども、この点については、もう少し制度改善、必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えします。

京都府の要領におきまして、その中で趣旨につきましては、先ほど申されましたように、若年層云々ということが書かれておりますが、条文の中におきましては、京都府内の市町村に住民票を置く方というのみの記載でございます。そこで何歳以上とか年齢制限は書かれていないわけでございます。

そして、先ほども言いましたけれども、やはりそういったことでいろいろと今後も出てこようかと思えますので、そういった御意見も聞く中で検討してまいりたいと思えますので、また向出議員からもいろいろと御提案等していただければと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） こうした事業では、ただ町外から人が来たというだけではなくて、やはり定住を目指すということが大事だと思いますので、その定住に見合った中身に制度改善していただくように、私もいろいろ提案もいたしますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。

鳥獣害の対策について質問したいと思います。

まず、鳥獣害の現状についてお伺ひしたいと思います。

笠置町における有害鳥獣の生息頭数と被害状況はどうなっているのでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、笠置町内における有害鳥獣の生息数についてでございますが、イノシシや鹿といった野生鳥獣につきましては、生息数の把握が非常に困難でありまして、現在のところ、お示しできるような資料はございませんが、猿の生息頭数につきましては、京都府の特定鳥獣保護管理計画、こちらにおきまして、京都府内全域で1,700から約2,200頭、山城管理ユニットで約600頭が生息しているというように推計されております。

被害状況につきましては、農作物被害に限りますが、平成25年中のイノシシ・鹿による水稲の被害面積が9.5アールとなっております。これは水稲共済の被害対象となっております面積でございますが、9.5アールとなっております。防護柵を設置する前の平成23年度が約52.1アール、これと比較いたしますと約5分の1以下に減少しておるという中で、防護柵の効果が出ているものと思われま。

その他の被害といたしましては、猿による野菜類・果実への食害、こちらはもう年間を通して発生しておりますが、最近ではアライグマやヌートリアといった外来生物による同種の被害も発生していると、このような状況でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今の答弁の中で、猿は推計されているということでしたけれども、イノシシとか鹿とかは把握が困難ということでした。しかし、有害鳥獣対策を進める上では、やはり生息頭数がある程度つかめないと、どのぐらいとってどのぐらい被害が減るかとか、計画が立てられないのではないかというふうに思うんです。

そこで、やはり府のほうに対しても要望いたしまして、しっかりとした生息頭数の調査、まず事前の数字の確認ということで求めていくことを求めたいと思うんですけれども、その点はいかがででしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、やはり野生鳥獣で、ずっと一ところにじっとしておらないと、移動する習性がある中で、正確な生息数の把握というものは困難でござ

いますが、猿などにつきましては、一部発信器等の設置により移動の状況を調査しているというようなこともございますので、もしそのような生息頭数を調査するような行為が可能であるようでありましたら、京都府等にも要望を行っていきたくと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 以前、鳥獣害対策の質問をしたときに、鳥獣害対策の、大きくは2つあるというふうに考えているということで述べましたけれども、それは1つは数を減らすということ、それから人里は危険だということで追い払いをしっかりとすることだというふうに言いました。

それでまず、1つ目の数を減らすということについて、ちょっと課題について質問したいと思うんですけれども、先ほど田中議員のほうからも質問がありましたけれども、やはり捕獲する側の猟友会の方、鉄砲の免許の取得されている方の数が圧倒的に少ないというのが一つの課題だと思うんですけれども、この点については、以前、狩猟免許に対して、取得費用を補助する制度はどうかと言ったときに、当時の担当課長から検討したいというふうに回答あったんですけれども、まずこの点について、創設される意思はあるかどうかという点と、それからやはり狩猟者が少ないということで、この数の確保、今後どのように対策していくかということ、どのように考えておられるか、その点について答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

猟友会の皆様並びに銃器の免許取得者の減少問題についてでございますが、笠置町が有害鳥獣捕獲事業といたしまして委託しております笠置町猟友会の会員様につきましても、現在では4名となっており、御指摘のとおり、銃器の免許所持者の方と同様に非常に少ない人数しかおられないといった状況の中、今後も有害鳥獣による被害防止対策を実施していく上におきましては、こうした方々の人材確保というのが重要な課題であるということは従来から認識しておるところでございます。

それにつきまして、どういった取り組みができるかということでございますが、先ほどの回答の中でも一部ちょっとお答えさせていただいた部分はありますが、このほど行われました鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正、こちらの中におきましても、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少していること、これを問題視しておると

いうことでございます。この改正法の中では、先ほども申し上げましたが、網猟及びわな猟の免許の取得年齢の引き下げなど、対策が盛り込まれておるということでございます。

先ほど、田中議員の御質問にもありましたが、金額的な助成のことにつきましては、今のところ、特にこれとっておりにきておりませんが、この改正法が施行される際には、笠置町として有害鳥獣対策に取り組める新しいメニュー等がありましたら積極的に取り組んでまいりたいとは考えておりますが、現時点でそういう費用的な補助というものの制度の創出というのは、検討は今後していく必要があるかと思っておりますが、今のところは予定はないということをお願いしたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今、制度的には検討はするけれども、今のところ、すぐ何かつくるということはないという答弁でした。

それで、有害鳥獣、やはり数を減らすという対策が大きな意義ということで、私、やはり鉄砲というものに対して、一般的になかなか呼びかけても進まないんだというふうに前課長からもお聞きしていましたが、この点について考えることがあるんですが、やはり銃そのものに対しての忌避感ですね、やはり実際に殺傷するものですから、なかなか抵抗感があるのではないかというふうに考えるんです。

それで、もっと簡易な方法、先ほど鳥獣保護法の改正でわな猟、網猟という言葉も出ましたけれども、こうした方法の推進ですとか、例えば生け捕りにしてどこか処理施設に運ぶという方法、そうしたもっとハードルの低い狩猟方法を積極的に検討して、町のほうも皆さんにアピールして、そういうことをしないと、なかなか鉄砲をとってというのでは難しいのではないかというふうに考えています。そんな点についてはどのようにお考えでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問についてでございますが、銃器につきましては、殺傷してしまうという、そういった部分での抵抗があるのではないかとということでございますが、確かにそういうこともあるかもわかりませんが、銃器の使用となりますと、いろいろな制限がかかってまいります。民家から200メートル以上離れなければならないとか、公道からの銃器の使用はできない、もしくは公道をまたいでの使用はできないなど、さまざまな要件といたしますか、縛りがございまして、笠置町内におきましても、なかなか銃器を持って捕獲を行うといった行

為は困難な場所が大半というようになっております。

それに対しまして、どのような形での取り組みができるかということでございますが、その点につきましては、これまでからも有害鳥獣のイノシシ並びに猿、また最近の特定外来生物でありますアライグマやヌートリアにつきましては、住民の皆様からの目撃情報などをもとに、捕獲おりによる捕獲活動を以前から行っておるということでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 有害鳥獣対策というのは、皆さん関心が高くて、住民の皆さんから野菜とられたという声も本当に多くお聞きしています。しかし、一方でなかなか実際に対策が進んでいないということで、やはり私自身も、具体的に狩猟の方法、捕獲の方法を、やはりもっと平易な方法を考えるべきやというふうに強く思っています。それで、具体的な方法も今後さらに勉強しまして、検討していきたいと思えます。

それで、もう一つ大事な対策として、追い払うという点なんですけれども、今現在でも鉄砲の音によって追い払うということなどはされているんですけれども、特に住民の皆さんで総出で追い払うというようなことはされていないように思うんですけれども、こうした点で町民の皆さんの協力は非常に大事だと思うんです。

それで、住民の方や区のほうでも、やはり取り組みも必要やと思うんですけれども、町のほうもやはり積極的に有害鳥獣対策に対する勉強会であるとか説明会、そうした集会の取り組みなどを積極的に進めていくことが望ましいんじゃないかというふうに思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 先ほど来の向出議員の質問でございますが、有害鳥獣につきましては、やはり町も重要な課題であると位置づけながら取り組みを進めているわけでございます。

しかし、銃あるいはわな等の使用については、狩猟法、銃刀法との法律の絡みもございませう。そして、軽易な捕獲方法とおっしゃいましたが、いずれも狩猟法に関係するものであります。狩猟法とは、有害鳥獣を捕獲する期間というものも決まっております。しかし、それを除くために、有害鳥獣の捕獲許可というのを町独自で出しております。これは、府を通じての話であります、そういったこともやっております。

そして、これからの有害鳥獣の被害というのは、私は農作物だけではないと思えます。家屋に対する被害も、これからだんだん増してくるのではないかと思う中で、やはり今後の取り組みといたしましては、お互いに有害鳥獣に対する姿勢をもっと積極的なものに変えてい

く必要があるのではないかなど。町民の皆さん方にも、ぜひ今後は協力をいただきながらこの事業を進めていきたいと思っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今、町長が答弁された中に、農作物の被害だけではないということがありました。家屋の被害などもあるのではないかと。私自身も、実際に猿と対峙したこともありますので、身の危険を感じたことがあります。そうした被害などもあるのではないかとこのように思っています。

ただ、こうしたことも、やはり皆さんに啓蒙していくということが大事だと思いますので、今後、その啓蒙活動にぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それでは次に、最後の質問として公共工事について質問したいと思います。

フジタカヌーさんから前の細い町道、町道佐田線の改修なんですけれども、これ、前年度の3月中に当初は終わるといふふうにお聞きしていたんですけれども、その後、何度か工期が延びて、5月中で一旦終了となって、残りについては秋に再入札するというふうにお聞きしていますけれども、この工事について、どうして工期が延びたのか、その理由を答弁求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

町道佐田線道路改良工事につきましては、完成がおくれてしまいまして、付近住民の皆様方並びに近隣農地所有者の皆様方に多大な御迷惑をおかけいたしましたこととおわび申し上げます。

工事がおくれました原因といたしましては、まず一つは発注時期が若干遅くなってしまったことと、それから工事着手いたしました際に、先ほどおっしゃっていただいたとおり、非常に幅の狭い道路でございまして、路肩部分が予想以上に弱かったということで、今回の工事は舗装の改良がメインだったわけですが、舗装の際に路肩の崩落を防止するための構造物を新たに追加する必要が生じたこと、また並びに水田の間を走るといった町道路線でありました関係で、全体的に舗装の下の路盤、路床の状態が悪く、改良が必要となったということで、全体の工程がおくれてしまったということでございます。

今後は、工事の発注時期の見直しや工程管理等を十分に行いまして、工事の早期完了を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） いわゆる工期が延びるということについて、正当な理由があればいいと思うんですけども、今言ったように、ある程度想定される範囲もあったのではないかと、うふうに思うんです。

これは、公共工事の入札の条件、金額にもかかわる問題ではないかということで、問題意識としてこの問題を上げさせていただいているんですけども、例えばもっと期間が長ければ、うちならもっと安くできたという、そういう可能性もありますので、やはりどのぐらいの期間で終わるかということについては、しっかり精査していただきたいということがあります。

それで、特にこうして正当な理由がある場合は仕方がないと思うんですけども、いろいろ工期が何度も何度も延びると、1回だけじゃなかったのですね、今回で言えば。そういう点ということと、こうした場合の業者指導のルールとか違約金についてですが、個別の契約では定めるといふふうにお聞きしたんですけども、やはり大事なことです。できれば条例化ということをお願いしたいんですけども、条例化、規則を求めたいと思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問についてでございますが、おっしゃっていただきましたとおり、全く正当な理由もなく、例えば期日を過ぎても工事着工等を行わないといった場合につきましては、工事請負契約の中でこの契約を解除することができるということになっております。

今後、何らかの形で、おっしゃっていただきましたとおり、工事が予定内に完成しない、工事の延長が必要だとなった場合には、発注者といたしましては一日も早い完成を当然指示するものでございますが、契約書以外の定めによる、今おっしゃっていただきましたような規則等につきましては、今後、設置等も含めまして検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） この町道については、私自身アンケートとった中に、お1人の声として「やはり早く完成させてほしい」という声がありました。それから、工期が何度も延びたことについて、ある住民の方からもちょっと心配の声などもお聞きしていました。

今後、やはり公共工事、工期というのは、皆さん、道路のことですので、特に今回の道で

いうと、通れないことが不便だということだったので、ぜひ今後はきちっとやはりしていただきたいということを求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡良祐君） これより10分間休憩いたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時25分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番議員、大倉博君の発言を許します。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

きょうは、2点だけ、循環バスとワイナリー、その件について質問させていただきます。

まず、循環バスなんですけれども、私は時たま、ウオーキング行ったら、疲れたら飛鳥路から乗って帰ったり、逆に東部のほうへ行って、それからおりてウオーキングして帰るときとか、それから切山なんかは春とか秋、景色ええとき、桜の時分とか笠置山の紅葉のときとか、そういったところを乗ることも時たまあるんです。そうすると、やはりこの循環バスに乗ると、いろんな危険なところとか、いろんなところが目につくんですね。きょうは、そういった形で、いろんなことを質問させていただきます。

以前、循環バスの運転されておられた方が、もう二、三年前やめられたんですけれども、その方が、笠置山とか切山とか行くの怖くないのと尋ねたら、一番怖いのは東部から飛鳥路に渡る、横切るというか、あの点滅信号あるところ、カーブミラーはあるんですけれども、あそこが一番怖いとおっしゃっておられました。本当にそういった人に聞かなきゃ、運転する立場の人に聞かなければわからない点があるんだなと思ったことがあります。

それで、笠置町は、この循環バスだけじゃなしに、デイサービスの方もあっちこっちで、私もウオーキングとか循環バスに乗ったとき見ます。本当に御苦労な、こんな急斜面のところを上って車椅子を押ししたり、乗車させたり、大変な苦労されていることをよく見かけます。そして、道路事情の狭いところでもとまって、車椅子に乗せて乗車されている方もあります。本当に御苦労なことです。

まずそれでは、笠置町に何台ぐらいの車があるんですか、もしよければ、公用車がね。いわゆる公用車管理規程というのが昭和63年にできているんですけれども、そこにはいろいろ、車種とか、いろんな車、大型とかいろいろ書いていますけれども、どうですか、わかりませんか、全体で。大体でも結構ですから。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

町で保有している公用車ということですが、各部に置いております消防車以外でしたら
25台になります。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

公用車管理規程、今25台ということなんですけれども、それでは道路交通法第74条の
3項に、安全運転管理者というのを決めなければなりません。そして、20台以上あれば副
安全管理者というのが必要になるわけですね。

町には、今そういった方、これは1年に一遍、講習とか行かなければなりませんけれども、
そういった方はおられますね。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

安全運転管理者については、現在2名、安全運転管理者1名と20台以上、おっしゃった
とおり、副安全運転管理者のほう、1名ずつ設置しております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。ありがとうございました。

それで、この笠置町には、車の関係では、笠置町公用車管理規程と、それから笠置町マイ
クロバス管理及び運行等に関する規程が、それぞれ昭和63年と、後者のほうが平成6年に
できて、その取り扱いについても平成6年にできております。

ところが、私、今回、循環バスで質問しようと思ったときに、規程には、例規集には載っ
ていないんですね。それで、私は、議会事務局を通じて担当者にお聞きしたんですけれど、
なかなか返事が返ってこなかったんですけれども、何と、やっとできたときには循環バスの
規程がなぜか平成26年4月1日から適用という、こういった1枚物のペーパーいただきました。

これは、平成10年代ぐらいからこの循環バスというのはやっておられるんじゃないんで
すか。なぜ、この平成26年4月1日なんですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。

循環バスの規程につきましてでございますが、循環バスは平成9年5月から運行開始して

おります。そうした中で、循環バスの規程につきまして、前任者にもちょっと聞いたりし、探したんですけれども、確認することができませんでした。

そしてまた、先ほど申されましたように、例規集にも載っていないということで、今回、整理をさせていただいたところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今、平成9年5月ということとは、やっとなんて聞いたんですけれども、やはりこういう要綱とか例規集に載せとけば、そのままでいいんですよ、わかるんですよ。だから、自分の手元に持とったたら、どこ行ったかわからないんですよ。だから、必ず、できたら議会とか、それから町民の方も例規集見られる方もあるかもわかりません。できれば、こういったことは例規集に掲載されるようお願いします。いいですか、どうですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 例規集に記述することで、今、進めております。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、いただいた26年4月1日の規程に基づいて、ちょっと不備な点とかいろいろちょっとお聞きしたいんですけれども、まず、この規程の中には誰が運転するということは書いていないんですね。マイクロバス管理及び運行に関する規程でしたら、第3条に「バスの運転者については運行管理者が指定した者とする」となっているんですよ。このいただいた規程には、このバスは誰が運転するということ、書いていないんですよ。これはどうなんですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 循環バスの運転手の指定ということでございますが、この条項で運転管理につきましては、その運転管理を担当するのは企画観光課であるということの明示をさせていただいております。

そういった中で、企画観光課が管理するということになりますと、当然、企画観光課長のほうがバスの運転手について指定といたしますか、させていただいて、それをもって当然ではございますが、町長に決裁を受けて決定するということです。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

だから、運転手の条項をここにやっぱり入れやなあきませんね。今おっしゃっていることは、当然に。マイクロバス管理及び運行規程には、平成6年にできているやつなんですけれども、そこにはきちっと運行管理者が指定する。今、課長がおっしゃったように、運行管理者とおっしゃったけれども、ここの第2条に運行管理及び整備とありますけれども、循環バスの運行管理は企画観光課が行う、今観光課っておっしゃったから。これは観光課長ですよ。これは、公用車管理規程第3条には、公用車の管理者はそれぞれ公用車を常時する課長・室長が当たるものとなっております。だから、このマイクロバスの管理でも、当然に総務財政課長が管理者になっているわけです。課がやるんじゃないんですよ、これは充て職で企画観光課長がやると思いますが、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいまの大倉議員の質問にお答えさせていただきます。

大倉議員のおっしゃる部分についても、当然そういうことになろうかなと思います。

ただ、循環バスの管理規程の第2条の部分での話、文言の話をするとするならば、循環バスの運行管理は企画観光課が行う、管理をね。だから、管理者という言葉を使えば、企画観光課長になろうかなと思います。

当然、その分については、今後、規程ですので、これからいろいろと大倉議員から質問いただきますので、その辺を十分加味して、直すところについては当然直させていただきたいと、そのように考えております。ただ、言葉のあやとしては運行管理ということで御理解していただきたい。運行管理は企画観光課が行う。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

何で今、企画観光課ですか。だから、同じですよ、これ。笠置町マイクロバス管理及び運行等に関する規程、笠置町内循環バス管理及び運行等に関する規程、何ら文言変わりません。そして、今、参事も言いましたマイクロバス、運転手は文言入れるという話になったでしょう。そうすると、運行管理者が指定するものとなつとるわけ。だから、この笠置町の、先ほど言いましたように、公用車の管理規程からいけばおかしいんじゃないですか。これは充て職で、課長になるはずですよ。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいまの質問でございます。

この循環バスの運行の管理規程の最終の条項に、当然、必要な事項は、またその都度町長

が認めるということになっております。運転手に関する規程というのも内規的につくっております。これはまた、大倉議員のほうから、内規じゃなしに、やっぱり規則、規程なり等をした中で例規集に載せよというふうになろうかなと思いますので、この件につきましても、内規を今後規則化すべきかなのかどうか、またその辺も検討した中で、運転手の部分についても、あくまで内規で持っているということだけ御理解をしていただき、今後のことについては協議をして、例規集に載せるべきであるものについては載せさせていただきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

だから、このマイクロバスと循環バスの、同様なんで、私は課長になると思います、公用車管理規程からいっても当然になると思っております。その辺の整備、やってください。このことであまり時間とりたくはないんで。

一番大事なことは、その運行管理者、いわゆる企画観光課長なんですけれども、企画観光課の方が、例えば1年に一遍とか半年に一遍あるいは毎月一遍とか、やはり町内の循環バスに乗って、どれぐらいの乗降とか、どこが危険がないとか、それは天気によっても雨や雪の日によってもまた違います。だから、そういった安全性を確認する意味があると思うんですけれども、今までに何回か乗られたことがありますか。私が乗っているとき、私は時たま乗りますけれども、見たこともないんですけれども、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えしたいと思います。

今おっしゃられたような形で、定期的な乗車はしておりませんが、これまでルート追加・変更時、それと運転手を採用する際に当たり、試走していただきます。そのときに同乗させていただいておりますが、定期的なところでの乗車は現在しておりません。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

やはり、163の道路事情が、大型バスとか、物すごくトラクターが多なっているんですけれども、だから確認のためには、例えば運転手の方に聞くと、木が倒れてきているところもあるとか、やっぱりいろいろ言う人おるんですよ、運転手によっては。

例えば、こういうことはなかなかできないんですけれども、民間でしたらJRとか、それから奈良交通とか、朝の点呼をやって、飲酒検問、飲酒のこともやっている。そこまではと

私は言いません。それは運転手の方に任せたらいいと思うんですけども、やはりそういうようなことも、飲酒なんか厳しいんですよ。だから、そういったことまでせえとは言いませんけれども、そういうこともあるということに頭置いといてください。

そして、肝心なのは運転免許証の確認なんですけれども、これ1カ月に一遍ぐらいは定期的に確認されておりますか。例えば、確認したところで、明くる日に交通違反で捕まって停止になったとかいう場合もあるわけです。これ、1カ月に一遍ぐらいでも運転免許を確認されていますか。確認されていないようなんですけれども。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 免許証の確認につきましても、定期的な確認はしていません。ただ、採用時に免許証の確認をしているところでございます。

しかしながら、大倉議員おっしゃってくださったことも当然のことだと思いますので、今後につきましては、定期的な確認等をしていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それと、先ほど言いましたように、今まで採用時しかやっていなかったということ、これからやっていただくということなんですけれども、それは大事なことです。循環バスやって、運転免許なくて、停止食らって、無免許運転とかいうふうになる可能性もあります。これは、時たま新聞載って、民間とかどこでもそんないうても、消防でも警察でもそうでしょう、どこでも。やはり、ぜひともこれを、確認をやってください。

それと、何で安心・安全というかと、以前からも163のガードレールとか、それから切山の上るところのあそこに、前の課長なんですけれども、ガードレールつけてくれたら、そのままになっていますけれども、やはり自分で乗っていたらわかるんですよ。そして、先ほども言いましたように、前、運転されていた方、上有市のあそこの信号機のところ、本当にあそこ渡るとき、ほんまに私もよく乗ってわかるんですけれども、本当に怖いところをよく渡っているなど。

一応そう思って、今回、要望というか出させていただいたんですけども、感応というかセンサーで信号機の設置要望をやりました。この前も、担当者から写真撮りに来ていただいてやっていただいています。これは、なるかならんかは別にして、一応そういう要望、飛鳥路から来る道のところに、要するにこの163でしたら、大河原の駐在所の前、童仙房からのところ、あそこも感応になっております。そしてもう一つ、ちょっと東行ったら、南大河

原から高山ダムに行くところも、あそこもセンサーで、下に丸い円が書かれております。ここもセンサー、2カ所なっております。島ヶ原から行けば、町という交差点のどこ、あれも相互、山菅からもあそこも感応センサーになっております。ぜひとも、この上有市と、それと下有市のところもそういう形となるように、写真撮っていただいて要望しておきました。

そして、前に言いました笠置トンネル出た予告信号は、今、要望しているところで、まだ、いつ、今言ったことも含めて、今年度中にはなるとは思いますけれども。

そして次に、循環バスの整備責任者は結局誰なんですかね、整備責任者。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 整備責任者につきましては、これも特に規程の中で明示はしておりませんが、今後検討して、明示をしなければならなければ、当然していきたいと思っております。

現状といたしましては、陸運局に届け出を出した整備工場に整備・修繕等をお願いしているところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今おっしゃったことは、このマイクロバス管理規程の取り扱いに載っていることをおっしゃったんですけれども、だから、ぜひともこういうことも載せてほしいと思います。そうしましょう。

だから、整備の関係で、課長が、時たま乗っていたらわかるんですけれども、今、バス2台、大型と小型がありますけれども、どちらかわからないけれども、ディスプレイがバックする場合に出てこないバスがあるんですよ。最近、小学校の生徒とか乗せて、やはり運転手の方も子供がうろろうされたら怖いんで、ディスプレイをぜひともつけてほしいとおっしゃってありました。どうですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 大型・小型2台ともついておりました。しかしながら、小型のほうなんですけれども、故障して、修理をして、それで使用しておりましたが、また故障したということで、現在は利用できていません。

しかしながら、当初予算のほうでも計上させていただいた中で、バスの買いかえを予定しておりますので、それをもって対応していきたいと考えております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） いえ、そのバスの買いかえは、ほんならいつなんですか。というのは、毎日運転しているんですよ。きょうでも事故起きたら大変なんですよ。そういった生ぬるい、バスの買いかえのときとか、ほな、バスの買いかえはいつ予定なんですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） バスの買いかえ予定時期につきましては、9月か10月ごろを予定しております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） だから、9月、10月でしたら、期間まだあるでしょう。ぜひとも、すぐにやってください。毎日運転しているんですよ。もし、その運転手の方が、バックして事故って子供をけがさせたとか、どうなるんですか。ぜひとも9月までに、期間でも短いですけども、ディスプレイ、ぜひともやってください。

次に、この利用者の関係なんですけども、利用者は原則として町民となっていますけれども、私が乗ったときに観光客の方、飛鳥路行ったときにそうなったんですけども、観光客の方、このバス乗れへんのと、それで運転手の方に聞いたら、あかんと言われて、運転手の方がまた違う人のときは、笠置山行ったときにも、あそこで駐車場の管理やられている方が、バスもうじき来るから乗ったらええわと言うた。それも結局、あかんと言われているからだめやったと。確かに、原則は町民となっています。

そしてもう一つは、元町民の方、いわゆる墓参りのときとか、よく帰ってこられるんですね。その方が、やっぱり顔見知りやから、どうしても乗せたり、運転手の方がするんですよ。最初は断っているけれども、結局そうなるんですよ。その辺はどうですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 循環バスの利用者につきましては、観光客等、そういった方につきましては、現在、乗車をお断りしているところでございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） ほんなら、要するに基本的にはお墓参りとか帰ってこられた方もだめということですね。だめですか。

私も、何でいいますと、顔見知りやから乗せていった人が、帰り、バスないからね、時たま、何回か電話かかってくるんです。たまたま家におったときやけれども、迎えに来てと、笠置の駅まで。知っている人やから、そういうこともあるんですよ。私も困るとるんですけども、実は。だから、実際そのところ、運転手の方に、やはりこの人はだめとか、そう

いった原則町民になつとるからだめと具体的におっしゃってください。どうですか。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいまの大倉議員の、利用者について質問いただいております。

利用者につきましては、担当課長が申し上げましたとおり、原則は町民、ただ規程の中に町長が認めるその他特別な事情を持っている者についてはこの限りでないという文言がございます。ただ、現状では、お墓参りで帰省されている方についても、原則は乗車されておられません。

もう一つ、つけ加えるとすると、笠置町の走っているバスにつきましては、有償運送業の許可を得ていないバスということを頭の中に入れていただきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） そうですね。当然、そうすると青ナンバーにしなければならないわけです。

そうすると、こういったことどうですか。朝、8時35分か40分発に、笠置駅をおりてこられて、通勤の方が東部行かれる方がおるんです。もう2年ほど前から、町から言われて運転手は乗せていると、運転手の方はそうおっしゃっています。これはどうなんですか。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいまの質問でございます。

在勤者につきましては、その東部で通勤されている方については、町長が認めるという形で乗車をしていただいております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） それはおかしいの違います。町民に係るでね、特別にという解釈で、それはおかしいですよ。私は、ここであんまり言いたくない、裏があるみたいですがけれども、ここではもう言いません。その話は聞いております。

だけど、町民以外、通勤で、ほな通勤手当もらつてはるんでしょう、その方は。その方はたしか京都市内から来られている方です。私も、帰り、あるところでビールいただいて、どこから来てはんのと、いや、帰り、あそこから歩いて帰ってきてますねんと。何回か会うたことがあります。朝は知らんかったけれども、当時は自転車で行かれてたそうなんですけれども、たまたま町バスに合わされたんか、電車に合わされたんかどうか知りませんけれども、2年ほど前からその方は乗っておられると聞いております。

本来、おかしいん違います。町民でないと、もし事故った場合に、その方が事故って死亡とかした場合、会社から賠償責任とか、そんなええかげんな乗り方、ほんなら、お墓へ年に一遍か二遍か帰られる方、あかんと言うて、観光客もあかんと言うといて、何で通勤でそんなん乗せるんですか。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） お答えします。

お墓参り、観光客については、いつ乗られるか、また1年に1回なのか2回なのか3回なのかわかりません。在勤者につきましては、原則月曜から金曜までJRでおりられて、そこから会社まで行かれます。よって、その方の名前なり、当然それを担当課のほうで把握した中で、運転手さんにこの方については認めていますよと言っております。

それともう1点、大倉議員、通勤手当もらっておられるいうことでございます。確かに、通勤手当もらっておられるでしょう。ただ、笠置の駅から勤務場所まで、公共交通機関ないわけなんですね。それは通勤手当発生していないと思います。よって、うちも無償でやっています。それは道理じゃないんですか。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

だから、2年ほど前からこのバスに乗っとられるんです。それまでは、駅から自転車で歩いておられたんですよ。それまでは、駅から自転車で通勤されてたんですよ。たまたまかどうか知らんけど、電車のほうに合わされた時刻改正になったんかどうか知りませんよ。それまでは自転車で通勤されてたんですよ、その方は。何でそんなもん乗せるんですか。おかしいですよ。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） その方を乗せるのはおかしいというのは大倉議員の考えでございます。

ただ、在勤者であり、自転車で通勤されている場合、雨の降る日もあるでしょうし、またそういう場合について、本人のほうからこのバスに乗車させてもらえませんか、という申し入れがあったときに、そしたらどういう形態で乗られますかと確認して、実はこの笠置のほうで仕事をさせていただいております、実は場所がこの辺なので近くのバス停までお願いしたいということで本人さんから申し入れがあったとするなら、うちのほうで検討した結果、そういう答えになったということでございます。

全てを拒むわけじゃなしに、当然そういう方々がおられましたら、それは相談に乗った形

で、乗車できるか、できひんかいうことをまた考えさせていただいていると、そういうことでございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） やはり、バスというのは、いつ事故起こるかわかりません。だから、笠置町民の方に限っているんですよ。在勤者では、それは無理ですよ。

それでは、いつも笠置の条例とか規程とかいうのは、ただし特別の事情に云々と、よくあるんですよ。これはおかしいんですよ。これは逃げなんですよ。だけど、今の通勤には、私は断固と反対します。これは、どの町民の方に聞いていただいてもわかると思います。

先ほど言ったように、年に一遍か二遍、お墓参りに来られる方があかん、ほんなら毎日乗る通勤の人は何でええんやと。観光客はあかんと。ぜひとも、これはやめていただきたい。

この議論もあんまり、次また時間がいっぱいになったらかなわんの、ぜひともそういう形でやってくださいよ、これは。

（「はい、議長」と言う者あり）

3番（大倉 博君） もうええです。いや、もうええですよ、堂々めぐりになるから。

（発言する者あり）

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この件は、もうこれで、だから私の申し入れは、それはやめてくださいとしか言えませんから。もし、事故ったときとか、いろんなときやったらどうするかという対応も考えとかなあきません。これはおかしいですよ。

最近、小学生、ことしから全校生徒が通学するという事になったんですけれども、これはどの規定で、私、ちょっとわからんねんけれども、利用者、6条の、要するに原則として笠置町民となるから、これでいかれているんですか。どういうことなんですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 小学生、保育所に関しましてですけれども、6条の規定を準用しております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） それでは、前、一番最初に上有市とか、それからたしか切山へ行くときに、それは町長はたしか教育委員会がやっているという話をお聞きしたと思うんですけれども、我々議員もそうやったと思うんですけれども、私の間違いかどうかわかりませんが、この6条の規定でいっているわけですね。いかれてるわけですね。

ほんなら、前、町長が、たしかそれは連合の協議会で決めていると、たしか、私の聞き間違いかわからん、どうですか。たしかそうやったと思うんですけども。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいまの質問でございます。

小学生の関係、また保育所の関係等々については、所管するのが教育委員会ということで町長が申し上げました。

ただ、あくまで通学バスという位置づけじゃなしに、町の循環バスの延長上ということで、現在、混乗をさせていただいているということでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

町長、1点だけ要望だけしときます。要望というか、今、南に帰られる小学生の方は、歩道橋を渡って、北笠置のバス停に待っておられるんですよ。

それで、この前、たまたま暑い日だったんですけども、3時半ごろかな、西日が当たって、木陰で座って待っているんですよ、子供が。そうすると、あそここのところはこういう曲がりカーブになっているから、そのまま直進したら子供がひかれてしまうというか、ガードレールもないところですよ。何とか一遍、その辺のところを、待合場所なり、歩けば南の人なんかやったら、南の人は、今、いこいの館まで帰って、そこから散らばるけれども、一遍その辺のところ検討、危ないところですよ。これから雨降ったり、冬の寒いときとか、本当にガードレールのないところで、こうカーブになっているところに座って、この前、暑い日、熱中症になるかもわからんけれども、そういうふうな形で待っていたんですよ。怖いなと思って私は見ておりました。一遍その辺だけ、ちょっとどうされるかは、PTAとかいろんなこと等、検討、一遍してください。

もう何かあんまり時間がないんで、次、2点目もあれなんですけれども、昨年1年間、統計とられたんですけども、延べ何人ですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 昨年の1年間の乗車でございますが、延べで1万3,974人でした。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） ほな、それ、大型と小型に、私とちょっと数字が違っているんですけども、私が調べたの、大型と小型によって、どうですか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 大型につきましては1万189人です。それと、小型につきましては2,367名、それと土日・祝日につきましては1,418名で、合計で1万3,974名です。以上です。

3番（大倉 博君） もう時間をもったいないので、この件は、循環バスの関係はこれで終わります。

議長（西岡良祐君） これより暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時05分

再 開 午後1時00分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

3番議員、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、2番目のワイナリーについて質問いたします。

3月の議会運営委員会だったと思うんですけども、私は町民の方からワイナリーとかデイサービスがどうなっているんやという話をお聞きして、町長に聞けば、まだこの件は公にしないでほしいとおっしゃっておられました。

ところが、どうです。山田知事の選挙の応援演説のときに、ワイナリーとデイサービスの民営化の関係、特にデイサービスなんかは具体的な医院の名前もおっしゃって演説されておられましたけれども、なぜ公の場で、そのほかでも何か公のところでしゃべっておられるように聞きますけれども、何で議会でもっと答弁というか討論というか、させてもらえないんか思って、きょう、ワイナリーでということで、もういいのかなと思って質問しました。

山田知事のときに、何であんな応援されたんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 大倉議員にお答えいたします。

山田知事の応援のときに、ワイナリーについて、私は先ほども言っていますように、荒廃農地の解消に向かって事業をやっていく、その中にワイナリーも一つの選択肢であるという説明はさせていただいております。

それから、デイサービスについてもそうです。デイサービスについても、私は当初からデイサービスの民営化というのはこれから進めるべきであるということは、かねてから言っているとおりで。

だから、私は、できるだけ私の考えをオープンにしていくということから、そのような話をしたと思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） しかし、具体的に、行政側から我々議員に対して説明が全然なかったです。きょうも、杉岡議員、デイサービス聞いたときに、25年11月から業者の提案とか、それから27年開業とかいう話もありましたけれども、午前中に、その話はいくらも時間がなかったので、そんなとこに時間は費やしたくないんです。

最近、私もワイナリーの関係で、いろんな新聞集めていました、ことしになってから。そうすると、やっぱり今、6次産業化というて、1次産業、2次産業、3次産業、いわゆる1次産業、農業、2次産業が製造業、それから3次産業がサービス業、これを足したやつがいわゆる6次産業というらしいんですけども、最近あちこちでこういった耕作放棄地にブドウ畑とか、それから6次産業ファンド化とか、いろいろなことが新聞に載っております。そして、近くには城陽市の方が、まだ若い方ですね、城陽ワイナリー設立ということも書いております。

しかし、実際にこのワイナリーというのは、この新聞ですけれども、要するに生食用のブドウというのは高く売れるけれども、原料、こういうブドウはなかなか高く売れないという話があるんですね。余り時間がないので。

そして、昨年9月7日に地元説明会されて、土壌調査、これを行われて、結局6項目行われた、その結果はどうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいまの9月7日に地元説明会を開催され、3月に土壌調査をやられたと。大倉議員、どこで聞かれたのかわかりませんが、かなり詳しく御存じかと思えます。

しかし、9月7日の地元説明会でも説明いたしておりますことは、荒廃農地の解消に向かっている事業の一つなんだということを申しております。ブドウを植えて、ワイン工場をつくるのも一つの方法なら、以前に梅を植栽した経緯もあります。そういった経緯も踏まえて、何を選択したらいいのかということで、この地元説明会の中でも話は進んできたとは私は理解いたしております。

それから、土壌調査、6項目について行われました。こんなのは、どこにも発表もいたしておりませんし、地元でしかわからないことでもあります。

そして、この結果はどうかと言われても、まだ実は出ておりません。6月中に出るという

ことは聞いておりますが、まだその結果は出ておりませんので、答えようがありません。その結果が、土壌調査等も含めて調査の結果が出てまいりましたら、私は地元優先で説明をさせていただく予定でございます。

その後、議会も含め、正式に話が決まった時点で議会にも全てを報告させていただきたいと思っています。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

これ、具体的にいうのは、具体的にこんなことが書いてあるんですよ。これは地元の方のね、町長。だから、議会に対して説明する責任、荒廃農地をどうするかということは、我々議会に具体的に、議員に対しても説明する責任があるんですよ。だから、地元優先してから、後で議会に報告として、そんなあほな話ないですよ。町全体で本当に荒廃農地どうするかということは、議会にも通して、議員も考えて、地元も当然考えてするべきもんですよ。地元優先でという話ではないと思います。余り、ほんま時間ないので。

だから、土壌調査とかまだらしいですけども、しかし、もうこの計画では、ことしの3月で一応終わりになるとるんですけども、わかりました。

それで、この計画ではブドウ畑のエリア1とエリア2があるんですけども、特にエリア2の場合は地すべり対策がまだ終わっていないんですね。この辺との関係はどうか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） エリア1とかエリア2、そしてエリア2の場所についてはよく御存じかとも思いますが、これから町道の拡幅をしながら、土砂崩壊解消に向かったの井戸の掘削作業をやっていきます。

そういった中で、今回のいわゆる荒廃農地のある場所ですが、その地すべりの一部にも確かにございます。しかし、地すべりの地帯であるからといって、農作物を制限されるということは全くありません。ただし、土砂崩壊指定地域の指定区域内で土砂を移動する場合には、それは制限がかかってきます。

しかし、現在、我々考えておりますことは、現在の土地の、水田でしたら水田、畑でしたら畑の形をそのままにしながら、何か作物を栽培していこうという計画であります。何ら土砂崩壊指定地域の制限を受けるものではありません。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この前、私も山城土木へ行ってお聞きしたんですけれども、何か5月14日に地元説明会で地すべり対策の説明会が夜の7時からあったらしいんですけれども、町長は何か知らんけれども欠席された。できたら、息子さんも来てほしかったとその方はおっしゃっていましたけれども、そのときの地すべり対策というのは、どういう話か御存じですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私は、事情があって行けませんでした。私の息子が世帯主ですので行っております。私は、全て権利を放棄しているわけでも何でもありません。しかし、その夜の地すべり対策の中身については、私ははっきりつかんではおりませんが、平成26年度以降の地すべりの対策工事についての説明があったと伺っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、ちょっと地すべりの関係でまた言いますけれども、切山の上、私、もう何年前か前、四、五年前ですかね、林道の下に茶畑があったんです。切山の人に聞いたら、地すべり対策やっているときに、あんなんやっぺいいんかなという話をしたことあるんです。

ところが、つい最近、切山で、私もこれ危惧していたんですけれども、太陽光発電が切山の神社の横につくられたんです。しかも、急遽つくられたんか知らんけれども、基礎を全然やらんと、そのまま木の上にはんとやられたような、切山の上で地すべり対策、下でやっぺいて、上がそういう茶畑を大々的にやるとか、そういう今後どうなるかわかりませんが、太陽光発電なんかやったら、下で地すべりやっぺ、そういうふうなことはどうですか、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 地すべりの関係と茶畑の開発、それから太陽光発電等を含めて切山地域で開発をする、それからいろんなこれから、例えばですよ、ワイナリーをやる、そういったことについては、全て地すべりの関係で制限を受けるという、私はそういう認識は持っておりません。

まして、地すべりの区域というのを大倉議員、御存じですか。地すべりの区域というのは、今おっしゃった林道の下茶畑から八幡宮横の山林まで及んでいないと私は解釈しています。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

当然、地すべり対策、知っていますよ。だけど、こういうことやっぺいて、上でそんなこ

とやっっていいかどうかという問題です。

もう時間があれなんで、次にいきます。

もし、このワイナリーをやる場合、事業は農業法人に任せて、切山地区の人だけに土地貸すだけになるんですか。地区と農業法人の契約になるんか、そういった、町は橋渡しをするだけ、それとも雇用創出はどうなるんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） もし、仮にワイナリーで進もうということで、そういう運びになりましたら、私は町の事業ではなくて民間の事業として取り組んでいければと考えております。

まだ、今、大倉議員おっしゃった、いわゆる問題は、先ほども私ちょっと触れましたが、地域、それから地権者との話、このところがまとまってこないことには、町が借りるなり農業法人なり、そういった具体的な話は、まだそこまでは話はいっておりません。地権者からその土地をお借りする話にもまだなっておりませんので、残念ながら今の大倉議員の質問にはお答えさせていただくことはできません。

しかし、私は、できましたら民間でその事業を全てやっていただく方法でどうだろうかということを提案したいと思っています。そういったときには、やはり町がそれじゃ一切関係ないのかという話になろうかと思いますが、私はやっぱり町の役割、役目というものもきちんと、はっきりした中でこの事業を進めることができればと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番です。

それでは、雇用創出は何人ぐらいになるとお思いですか。もし、できれば。わからないんですけれども。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 雇用創出と言われましても、事業そのものが決まっていない、事業規模も決まっていない、そういった中で、今後の雇用創出、どれぐらいあるのかと聞かれましても、それじゃ何名ですという答えは私はできかねます。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

これによると、今もし、業者を持ってこられる予定のところでは、ほとんど雇用創出がこれ見てたらないんですよ。それと、天橋立も、これもほとんど雇用創出、これは地元の社長の方がやられとるんですけれども、この農業委員会のところにも詳しくちょっと書いていま

すけれども、いろんな問題点書いております。

だから、事業やる場合は、ある程度のことを、工程表というかつくって、事業というのは始めるべきですよ。前から私、どんなことでも工程表をよく言っていますけれども、工程表をつくらなければ、だんだん間延び、だから町道笠置山線でもそうでしょう。もう十何年になって、そのままずるずる来て、やっぱり事業やる場合には工程表というのが要るんですよ。だから、ぜひともこれも工程表をつくってください。いかがですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 荒廃農地の解消に向かって、農業委員会等との打ち合わせをやりながら、慎重に話を進めております。

先ほども言いましたように、やはり私は決まったことはできるだけオープンにしていきたいと思っておりますので、決まりましたことは、それは発表させていただきたいと思います。しかし、やはり私は地元、地主、こういった方の心情を思いながら事業を進めなければいけないだろう、慎重に事を運ばなければいけないということを前提にいろんなことを考えておるわけでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉議員、これで、もう1回で終わりですので。

3番（大倉 博君） 本当にこれ、もっと質問したかったんですけども、時間が。

そしたら、これによると、本当に試作の植栽といえ、本当にこのエリア1・2かどちらかでやらなければいけないと思うんだけど、何で163沿いのところへ100本ほど今植えられているんですか。その方とは、どういう契約、町と、それとも民間の農業法人との契約になっとるんですか、どうなんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） エリア1・2の地区でないところにブドウの試植をしたと。エリア外で試植をするといけないということは、私は考えておりません。何ら問題はないと思っています。

その土地の方とは、町のほうで費用の金貸借を結んでおります。あくまでも試植であります。ブドウという品種一つに限ったわけではありますが、そのブドウが笠置町でいかに成長するかどうかという、土壌、気象、それから品種等も含めて調査をやっているところであります。調査段階ということで御理解いただきたいと思っております。以上です。

（発言する者あり）

議長（西岡良祐君） もう1件だけやで。

3番（大倉 博君） すみません、163とおっしゃったけれども、このかんがいしていた農業委員会の方、ブドウには、一番難しいのは開花時期の長雨と霧が天敵です。切山の場合は、私も家から切山、よく朝起きたら見るんですけれども、やっぱり霧の発生が多いんですね。この163なんか、ほとんど霧がないんですよ。だから、ここにこの方が書いておられるけれども、霧が物すごい天敵と、だから、何でエリア1のほうで植栽というか、やらなかったんかなという質問なんです。

本来なら、そのエリア1・2のところでやるべきなんですよ。何であんなところへ、町が委託ですか、借りてですか、やられたと、町と結んでいるとおっしゃるけれども、その予算はどこから出とるんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） エリア1・2で何でやらなかったんかという、大倉議員もその辺の理由はもう多分御存じかと思う。それを今さらどうのこうのと言われても、やはりできるところでやっていかなければならないんだという、できるところでという意味、わかっていただけますね。だから、そういった形で試植をやりました。

やっぱり、試植をやったところも切山地内であります。切山地内でやっておりますので、私は、気象条件等、さほど上とは変わらないだろうと思っております。以上です。

3番（大倉 博君） 残念ながら時間がないので、本当にもっとその件は言いたかったんですけども、これで終わらせてもらいます。

議長（西岡良祐君） 放送の都合によりまして、ちょっと3分ほど休憩いたします。

休 憩 午後1時22分

再 開 午後1時25分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

続きまして、4番議員、西村典夫君の発言を許します。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

4点ほどについて質問をさせていただきます。

まず初めに、クリーンセンターについてお聞きします。これからの町のごみのあり方、どうされていくのか、どのように築き上げられていくのかについてお聞きします。

まず初めに、和東町にありますクリーンセンター、地元との契約はあと6年を切りました。今のセンターをつくるのに10年かかっておりますから、6年を切っている段階では急がなければならないと考えます。

選択肢は、私は3つあると思います。さらに、地元との契約を新しくされるか、また別の組合に加入されるか、また自治体独自でやるか、この3つが私は選択肢だと思っております。副町長、参事レベルで協議を進めていると答弁を受けておりますが、進展はされておりますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 検討委員会の中で検討いたしておりますのは、副町長レベルではございません。担当課長レベルで協議を行っております。担当課長と、それから京都大学の学識経験者で行っております。現在、2回ほど会議を行ったところでございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

いつごろ結論といいますか、答申ですかね、そういうのをいつごろ取りまとめられる、そういうふうな御予定ございますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ごみ処理に当たっての、平成31年末で切れますクリーンセンターのあり方については、今、検討委員会を立ち上げて協議をやり出したところです。これらについても、東部広域連合議会等でもいろいろ協議をされております。東部連合議会の中でも、いろんなこれから議論が進んでいくだろうと思います。今のところ、方向づけは全く決まっていないのが現状であります。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

新たにごみ処理のあり方を構築していくのに、あと6年を切っている段階で、また新しい方策を立ち上げるならば、この6年を切った段階では既に、私はかなり期限が来ている、そのように思うわけです。だから、その辺で早急にそういう結論をまとめられて、次の手だてを講じられていく、私はそういうことが非常に大事と、そういうことを指摘しておきたいと思います。

町長は、低炭素・エネルギー循環型まちづくりということで、生ごみ、シイタケの廃木、間伐材などを使って、それらを可燃ガスに分解し、ガス発電装置でガスを燃やして電気や熱に変換して野菜工場など等を構想されており、そのマイクロガス化プラントの1号機を笠置町に譲っていただく、そういう約束をしていると言われております。

この構想については、私は、生ごみはこのように処理して、ほかのごみは別途考えようと

される一つの考え方で理想と思っておりますが、お聞きしたい点が何点かございます。

まず、この構想、進んでおりますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いわゆる生ごみから発電をしていこうと、ごみをエネルギー源として使っていこうという、こういう構想は、以前から私は、平成22年から調査をし、皆さんにも報告いたしております。前回にも、ある議員からこのガス化プラントの話の一般質問が出されましたので、お答えしております。

現在、そのプラントができ上がっております、私もその現物を見てまいりました。これからは、それが実用化の段階に入ってくるのではないかなと、そんなふうに思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） そのプラント1号機、もう既に完成していると今答弁をいただきました。譲っていただくことになっていると町長は何度も答弁をされておるんですけども、100%そういうことがあり得るのでしょうか。

また、それをどこに設置されて、どれぐらいの金額が要するのか、またそれを笠置に譲っていただいて、どうごみの処理を構築されようかとされているのか、その辺がはっきり見えてこない、その辺でちょっと釈然としない点があるんですけども、町長、その辺はどのようにお考えなのか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 今、西村議員のおっしゃったそういったことを、私もできるだけ早い機会にまとめていきたいと思っております。まとめることができればなと思っておりますが、まだその段階ではないのも現実です。

しかし、将来的には、そういったごみ処理、それは生ごみだけではなくて、ビニールごみ、プラスチック、それから廃材、ゴム等、有機ができる材料をいわゆる資源ごみとして扱うことができればなという、これは西村議員も、今、理想だとおっしゃいました。理想であると思っております。私も、その理想に向かってこれから進んでいきたいと思っておりますが、今のところ、そういった具体的な計画というのはまだできていないのも事実であります。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

笠置町は、こういう考え方、こういう取り組みをしていること、今、東部塵芥を組織して

います和東町、南山城にも影響を及ぼすことでありますから、ほかの町村にも説明をされて、こういうことを目指していると、そういうことも説明されて、3カ町村で協力し合っとういうことを築き上げていかなければ私は不可能と思うんですけれども、そういう村や和東町に対して、笠置町がこういう構想を持っている、そういうことを説明されておりますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 東部塵芥、今、東部塵芥とは言わないですね、相楽東部広域連合のごみ処理等の将来的なものに向かっては、笠置町ではこういった形でごみ処理のやり方というのを取り組んでいるということは、もう何年も前から両首長には言っております。しかし、なかなか、どこまで信用されているのか、私はわかりません。完全なものになるまで恐らく無理だろうとは思いますが、だから完全なものとは何だと言われれば、笠置町でそのプラントをこしらえて、これは完全にできますよというところまで持っていかなければいけないものなんです。だから、こういう構想があるとするなら、3カ町村寄って、将来的にこういう調査をしたらどうだろうと言われるのを実は私も待っているんですが、その話はないのも事実です。

ただ、これから、やはりこういったごみ処理については、廃掃法によるそれぞれの自治体の責任においてやりなさいよという、先ほども西村議員がおっしゃったが、その3つのやり方があるのではないか。それは、やはりいずれも廃掃法、一つの法律のもとに今まではごみ処理をやってきたと、その延長線上にこういった3つの方法があるのではないかと思います。

私は、この3つの方法の中で、今後どういった方向でいくのかという、それは検討委員会を含めて、これから将来、検討し、協議されることだろうと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 町長が言われているこのような構想を本当に実現しようとされるならば、あと6年を切っておるクリーンセンターとの問題もあわせて、東部連合でやっぱり取り上げて検討されていく必要があると思います。町長の強い不退転な気持ちがなかったら、この事業は本当に夢物語に終わってしまう、私はそのような危惧を持っております。

次に移ります。

私は、将来の町のごみのあり方は、このように考えております。年間1人当たりごみ処理に要する費用は、全国平均で1万五、六千円、笠置町はざっと5万前後かかっております。これから、人口減とともにごみ量は減っていきます。人口割合の負担は、さらに大きく増してくると私は予想します。3カ町村、将来の量、質を見据えての展望が必要と考えます。

私は、3カ町村協力し合って、自治体独自でやるべきと以前から考えております。最終処分場を持っている企業と契約し、生ごみは圧倒的に電動処理機を普及して、パッカー車が通らないまちにする、缶・瓶・プラスチック、大型などは、売るものは売って、お金で引き取ってもらえるものは引き取ってもらう、こういう体制を私は不退転な気持ちで取り組んでいったらどうかと思っております。

町民の方の協力がなければできませんが、これによって削減できる金額を福祉・子育てに充当していけば、必ずやり遂げられると私は考えております。将来の町のため、クリーンなまちづくりのため、子供たちに残してあげる財産として私は考えていただきたいと思いますが、町長、どのようにお考えですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 将来のごみのあり方についてということであります。東部3カ町村で何が何でも取り組んでいかなければならないという西村議員の意向だと思います。

やはり、東部3カ町村、今までごみ処理だけではなくて、いろんなことを連合の中でやるわけでございますので、やはりそういったことも大事かと思えます。

ただ、私は、この生ごみをガス化して発電する装置、第1号機を譲っていただくことになっていると発言されました、実際こういうことになれば根幹を覆しますということで一般質問には書かれております。

私は、某総会、商工会の総会でこのことを言いました。その総会の席で、西村議員が一番後ろの席で座っておられた。そして笑っておられた。私は、軽蔑の笑いであったと理解しています。隣におられた方と笑っておられた。何か私、おかしいこと言いましたかね。私は、何らおかしいことは言っていない。前からやっていることをこれからも続けてやっていきたいということと言っただけだと思います。

マイクロガス化プラントもそうです。実用化するんだったら、笠置町に1号機が欲しいということを私は業者の方にも言っているだけの話、それをどうするかというのは、それは今後の問題だと。今後の問題になってくるのではないですか。私は、何らマイクロガス化プラントをその場で言ったからといって、笑われるようなことは一つもない。何がおかしかったんか、その辺のところもひとつ聞かせてほしい。

私は、平成22年から、環境省の調査事業でこういうことをやっていますよということも皆さんに発表しています。そういった中でこの一つのプランです。その中で協議会をつくりました。その協議会のメンバーの中にも、議会代表で入っていただいております。

そういうことで、これからの将来的なごみのあり方についても、やはり東部連合議会でも審議されると思います。と思いますが、やはりこれから笠置町独自でやれることは独自でやっていくべきだと、私はそんなふうに思います。そのことがいいことならば、東部3カ町村でやったらいいじゃないかと、そんな思いでいるところであります。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） ごみ処理については、先進的な取り組みをされているところがたくさんございます。いいところはどんどん取り入れられて、クリーンな社会、財政還元に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、町民の方から要望をお聞きしております。ごみ袋をコンビニでも売っていただけたらありがたい、またごみ袋に名前書くようになっていたが、書く必要がないのか徹底していただきたいという声が届いておりますが、どのようにお考えですか。

議長（西岡良祐君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 西村議員の御質問にお答えしたいと思います。

ごみ袋を町内のコンビニエンスストアで販売をとということでしたけれども、現在、ごみ袋の販売は、笠置会館と産業振興会館の町施設を含みます7カ所で販売を行っております。住民の方からの町内コンビニエンスストアでの販売を要望する声については、現在把握はしておりませんが、住民の方の利便性等を考えた場合は、町内コンビニエンスストアでの販売を行うということも方法の一つであると思います。

また、袋に名前を書くようにということでしたけれども、これまでも防災無線や町の広報、お知らせ板におきまして啓発をしてきたところでございます。今後も、定期的に啓発をしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） よろしく対処をお願いいたします。

次の質問に移ります。

町施設の維持管理についてお聞きします。

先日、わかさぎ公園内のトイレにおきまして、鍵があかなくなり、30分ほど閉じ込められるという事態が起きました。中に入られて施錠されたわけですが、今度、あけようと思われてもかたくて動かない、こういう事態で閉じ込められたわけですがけれども、病弱で障害をお持ちの方でしたから、一刻も早く救出しなければならない緊迫した状況で、職員の方や近くにおられた方の協力をいただいて、やっとあけられました。

こういう事故は、あってはならないことですので、これを受けて、町内のトイレを含め、町民の方や観光客の使われる施設の安全確認していただいたんでしょうか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 西村議員の御質問にお答えしたいと思います。

わかさぎ公園でのことでございますけれども、わかさぎ公園で対応いたしました職員のほうから報告を受けまして、その日に現状を点検し、一定の改善を行いました。

他の施設につきましても、各課長を通じまして、職員並びに関係施設の点検等呼びかけているところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私は、そういう施設には定期的な点検をしてくださるよう要望いたします。こういう施設には、点検表のようなものがよく掲示されております。こういうものも掲示されて、常日ごろ点検をしているということを町民の方や観光客の人にも知らしめていくこともできますので、このような点検表も掲示させていただきたいと思います。

また、わかさぎ公園内のトイレ、また休憩所だけではなく、町の施設に手すりなどを設置してください。高齢者、障害者に優しいまちづくりをしてください。どうでしょうか。

議長（西岡良祐君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） それでは、お答えしたいと思います。

手すり等の設置につきましては、これはあくまでわかさぎ公園のトイレについてでございますけれども、設置可能かどうか調査等を行った上で、今後、検討していきたいというふうに思っております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） わかさぎ公園のトイレだけでなく、その前における休憩所に上る階段や、トイレに上る階段、またほかの場所での階段やトイレの設置などできるかどうか、その辺調査していただいて、全てのところに手すりを設置していく、そういうまちづくりを私はさせていただきたいと思います。

続きまして、町道における草刈りなどを出会いによってしていただいております。最近では、切山地区におかれまして、町道切山線を草刈りなどをさせていただきました。通るたびに感心させられるほど見事にきれいにしていただいておりますが、美談だけでは済まない状況にもなっております。

人口の減少、高齢化によりまして、機械を持てる人がどんどん減ってきて、一人一人の負

担が限界になってきております。切山地区だけでなく、ほかの地区でもこのような傾向です。

このままの体制で続けていかれるのは困難、不可能になると思います。行政が担っていく必要が生じてくると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

一部の町道並びに里道の草刈りにつきましては、従来から各区の御協力により実施していただいているところでございます。しかしながら、数年前から、区長会のほうからも、住民の方の高齢化等によりまして、出会いによる草刈りが困難になってきたというお話を伺っておるところではございますが、現在のところ、予算の関係もございまして、これまでどおり各区での対応をお願いしているところでございます。

しかしながら、もう近い将来という話になってまいりますが、今後どのような形でやっていくべきかということにつきましては、区長会等で御相談をさせていただきました中で、よりよい方法というものを考えていきたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今、課長から答弁いただきましたように、区長会を通じて、よりよい方策を考えていただきたいように思います。

続きまして、防災についてお聞きします。午前中、杉岡議員からもされておりました。重なると思いますが、よろしく願いいたします。

初めに、防災マップ、全戸配布していただきました。これに関して、町民の方から反応や御意見、行政のほうに寄せられておりますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

防災・洪水ハザードマップのほうは、6月の各戸配布でそれぞれ配らせていただいておりますが、特に反応というものは、こちらのほうにはまだ何も届いていないということが現状でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私のところへは何人か御意見をいただきました。メールも届いております。少し読み上げます。専門家に配布する研究書類ならわかりますが、高齢者が多い町だけ

に、もっと災害に対する丁寧さが必要ではないのでしょうか、このようなメールをいただいておりますし、ほかの方からも、内容のレベルはすごい高いけれども、すぐにわかりにくいということを言われます。

このマップは、各区ごとに集まっていたき、たくさんの方から、昔あった災害のこと、水位がここまで来たことある、今、危険と思われる場所、また避難ルートなど、意見を出し合い、それをもとにしてマニュアルに沿ってつくられたものと思いますが、私が描いていたマップとはちょっと違っていました。

私は、こういうマップは、高齢者世帯の方やひとり暮らしの方が特に必要とされるもので、配布されたマップが理解していただけるのか心配いたします。こういう点はどのようにお考えなのか、何かカバーしようとされるお気持ち、ございますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

つくりましたハザードマップについては、おっしゃったように、過去のここまでの浸水地域なり避難所等も掲示していただいて、こちら側としてはわかっていたきやすい形にということを考えて出させていただいたつもりですが、確かに、もしかしたら見にくいという状況はあるかもわかりません。表面が町内全域、裏面には各区ごとで拡大したものを付けておりますが、いま一度確認していただいて、そちらを、今の状況ではその情報で避難するなり対応していただけたらと考えます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私は、さらに福祉防災マップ、このようなもの、必要ではないかと私は考えるんですけども、こういう点、考えられないでしょうか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問で、福祉的な防災マップということの観点から御質問いただいたということですが、実はマップ自体は、御承知のとおり、まだ作成できておりません。

それから、さきの御質問にもありましたように、防災計画というのが26年度で策定されます。その中で定めなければならないということで、要援護者名簿なり避難指定場所なりを、かなり明確なことを位置づけなければならないとあります。要援護者名簿の下に避難計画という、下というんか、整備しなければならない項目の中に避難指定場所というのもあります。そこで一定、議員さんが御質問あったようなものが作成できるのではないかというふう

に考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） そういう形で作成されていく、そのようにお聞きしましたので、よろしくお願いいたします。

前回に続いて、要援護者対策についてお聞きします。

災害のとき、自力で避難が難しい人たちの情報を避難行動要支援者名簿として市町村に作成を義務づける法律が4月から施行されております。笠置町も作成していると答弁をいただいております。

ここまでの作業は、市町村足並みがそろっておりますが、この名簿情報をどう開示、どう共有するかが市町村に委ねられております。取り組みは、ばらばらです。

東日本大震災のときにも、余りにも個人情報保護に傾き過ぎ、救えた命も救えなかった事例がたくさん報告され、区や消防団、自主防衛組織などに開示できるよう条例を制定されたり、同意方式などで開示される市町村がふえてきております。町とされても、どのような形をとれば命を救えるか、そういう原点に立って取り組んでいただきたいと思います。

今、町は、災害本部が立ち上がったとき、必要とされたとき、関係機関に情報を開示するとされておりますが、今までにこのような開示されたこと、ございますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 御質問の災害対策本部を立ち上げたときですが、今までのところ開示しておりません。また、開示できる状態ではありませんでしたので、今までの中ではしておりません。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私が一番このことで心配しますのは、突然開示されても、要援護者が家のどこにおられるのか、どういう状態で、どういう援助が必要なのか、事前にわかっておらなければ援助が難しい、手間取ってしまうことと、また担う担当の地区に何人の救助が必要な方がおられるのか知っておかなくては、救助に行く人員の確保もしておかなければなりませんから、突然開示されても対処は十分にできないと私は考えるんです。そういう点が私が一番心配するところなんですけれども、そういう点はどのようにお考えですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

要配慮者の名簿の開示についてですが、先ほど保健福祉課長のほうにもありましたように、

今回の防災計画の中で策定していく予定になっております。

平常時から、情報提供について同意いただいた方にはもちろん開示、名簿情報に基づいた避難支援をしていきます。同意いただいていない方につきましても、避難支援が行えるように、今後、区長会なり消防団、また民生委員さんの方々と協議いたしまして、連携を図っていきたいと思っております。

災害対策本部のほうからの情報錯綜ということもなっては困りますので、そちらのほうからの指示で、必要な場合にできるだけ支援していただける形で指示させていただきたいと考えております。

また、名簿のほうにつきましても、個人の避難計画等も作成の項目の中に入っているというふうになっておりますので、そこらのほうで対応させていただきたいと考えております。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

先ほど総務財政課長が申したとおりではございますが、1点だけちょっと補足させていただきます。

要配慮者名簿の公開につきましては、災害対策基本法の改正に伴って、昨年8月19日付で避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針というのが内閣府から出ておまして、防災計画上位置づければ、賛同を得なくても平常時から公開できるというふうな解釈もございます。その辺は、総務財政課、所管課と連携をとって取り扱いを決めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、両課長から答弁いただいたんですけれども、平常時でも開示をしていける、そのようなことになっていく、そのような答弁いただいたんですけれども、それで理解していいんですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

説明させていただいたとおり、今は、あくまで現行法で、同意ある方しか平常時の公開はできない、これは現行法で解釈させていただいているところでして、この災害対策基本法の改正によりまして、地域防災計画上に位置づければ、平常時でも公開が可能というふうなことで解釈ができるということでございます。

ただ、そこには、地域防災計画で位置づけるというほかに、やはり個人情報保護審査会の

意見を聞くことも合意形成の一つの過程であろうと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 前回の議会に比べたら、かなり前向きな答弁をいただいたと思います。

何回も言いますけれども、個人情報保護に余りにも傾き過ぎ、助けられる命を助けなかった、そういうことのないように、町としてもベストの体制をつくっていただきたいと思います。

私は、町独自でそういう、単独でそういうことを決められるのではなくて、民生委員の方や消防団の方、区長会、社協の方々などとそういう、町としてこういうことを考えていると、そういう相談をされた上でこういう施策を進めていただきたいと思います。その辺はどうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

本年度に策定を予定しております地域防災計画もありますので、今後、区長会さんやそういう団体の方々とは、いろんなお話を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） よろしく願いしておきます。

最後に、いこいの館についてお聞きします。

私は、常日ごろ、できるだけ、いこいの館を利用させてもらおうと思っております。微々たるお金でも売り上げに協力したい、またどういう状況になっているか知るためです。

かしばに全面委託してから、もう1年近くになります。感じますことは、入館数が減少している、特に町民の皆さんの利用が減っていると感じています。また、町内においても、館のことが話題になること、めったになくなりました。私は、今のこういう状況をすごく心配しております。

館は、町の財産であり、みんなで守っていかなければなりません。かしばに委託してから、皆さんの気持ちが遠のいてしまったのか、冷めてしまったのではと心配しています。いこいの館を何としても元気づけていかなければなりません。

まず、町長、トップ同士の会談をされているのでしょうか。特別委員会で、月1回のペースでやっていくと言われていましたが、以前はできていないが今後はやっていくと答弁をいただいております。されていますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） はっきりと何月の何日に会談しましょうという、そういったことはございません。しかし、事あるごとに会談をしておりますし、私は、いこいの館へ行く場合には料理長との話し合いも持っております。そういった形で、お互いの意思の疎通はしているつもりであります。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私は、トップ間同士の意思の疎通はすごく重要と考えております。町とかしばがお互いに知恵を出し合い、協力しながら対等に努力していくことが全面委託された意味も増します。ぜひやっていただきたいと思います。

かしばから総売り上げの3%をわかさぎにいただいております。この金額、入館数は減少していますから、当然、当初思っていた金額よりも少ないわけです。決算においても、いただいた金額の総額からバイト代、税金、かしばに支払う回数券や招待券などの費用を差し引きますと赤字になるのではないのでしょうか。もしそうなれば、一般財源から補填されることになるんですか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いこいの館の収支については、26日にいこいの館特別委員会の場でも決算書を提出させていただきたいと思います。

現在のところ、減価償却費を除くと、私は決してそんなに赤字になっているとは思っておりません。そういった形で、今のところはとんとんといった形かなという意識を持っております。

しかし、西村議員おっしゃるように、やはり売り上げが増すごとに3%ということがございますので、町の取り分も売り上げが増えてこなければ上がってこないということでもあります。そういったことも含めて、これからやはり、いこいの館のあり方、そういったものも、いこいの館の検討委員会の場でまた出していただいたらありがたいかなと思います。これから、またいこいの館もいろいろ問題が出てこようかとも思います。そういったことも含めて、よろしくをお願いします。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 10万円以上の修理は、わかさぎがすることになっておりますし、こういふことに対処していくためにも、入館者をふやしていく努力を常日ごろされるべきだと私は思います。

かしばさんとの契約は、あと2年近くになりました。その間に、いこいの館を指定管理者制度ができるように体制をつくっていくと言われております。議会の承認も要るわけですが、行政とされては、この方向で考えておられるのか、確認をさせていただきます。

また、そのためには、条例を26年度内に制定を目指しているとされております。いつごろ上程されるのか、予定されているのか、あわせてお聞きします。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいま西村議員のほうから、指定管理者制度に向けての今後の取り組み等について御質問いただきました。

この件につきましては、先般の大倉議員の質問にお答えさせていただいたとおり、あくまで目途として、平成26年度中に笠置町の施設の指定管理者制度の条例を制定したいと、そのようにお答えさせていただきました。これは、いこいの館だけじゃなしに、いろんな施設も笠置町は持っておりますので、それらの分も踏まえて、まず指定管理者制度の条例を策定したい。

当然、今回、かしばとの契約があと2年あるわけです。その後につきましては、また今後どういう方策であるのかというのは、その答えを出した後に、また一つの方策として指定管理者制度を公募してするときの条例を制定していきたい。

それと、それをする際には、当然現在のいこいの館の条例も改正する必要があるかなと思います。それは当然、その際には条例改正も出させていただいて、円滑な運用に向けて進めていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） もし、いこいの館にこの制度が導入されなくても、運動公園、振興会館などを指定管理にされていくこともありと思いますので、この条例制定に向けての鋭意な御努力をお願いいたします。

いこいの館へもし導入されるには、まず、わかさぎの財産を町に移し、町直営にしなければいけません。12月議会にどのような形で財産を移していかれるのか、また出資金の整理、条例の見直しなど、クリアしなければならない大きな問題が山積されていますと質問いたしました。出資金8,000万、わかさぎが改選される際には、基本的には町に返還しなければなりませんが、いこいとわかさぎとの間にどのような契約をされて出資されたかによって変わってきます。そういうふうなことを確認すると答弁をいただいております。その後、確認をしていただいたでしょうか。

議長（西岡良祐君） 参事。

参事（田中義信君） ただいま西村議員のほうから、出資金、また財産等の分についても進捗状況の説明がありましたので、御報告させていただきます。

この件につきましても、先ほど質問いただきました指定管理者制度と同様に進めております。まず、出資金の分について、8,000万を出資している部分について、どのような方策でできるのか、税理士さん、また笠置町の顧問弁護士さんと相談をさせていただきたいなと思っております。

それと、わかさぎ温泉の持っている財産につきましても、これを町の直営にするとするなら、その財産も町のほうに移す必要がございます。そのときには、有償なのか無償なのかという部分が当然あろうかなと思います。現在のところ、関係者との話の中では無償譲渡しても問題はないというぐあいを考えておりますので、まだ答えは出ていませんけれども、その分も踏まえて、できれば26年度中には一定の方向は出したいなと、そのように考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） わかさぎの財産を町に移していくことに関しては、まだ方向性だけでもいいと思いますが、まず指定管理者制度は年度内に確立に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、町長、いこいの館、これからこのままでいかれるのか、直営にされるのか、指定管理者制度を導入となっていくのか、たとえどのような形になっても、館が元気でなかったら、私は運営はしんどくなると思います。何よりも集客に努力され、町民の方の利用をふやしていく、こんな取り組みをされていくべきだと思います。最後に、町長のお考え、決意をお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 現在のいこいの館、確かに株式会社かしばにその業務を委託いたしております。しかし、我々といたしましても、やはりかしばの温泉施設が繁盛していただくことをまず願っております。

しかし、私が社長と会って、その経営の中身について、どうのこうのというわけにはまいりません。やはり、株式会社かしばは、かしばの社長が先頭になってその営業をやり、経営をやっておられます。

そういった中で、笠置町の果たすべき役割は何だと、このように問われましたら、私はか

しばとのやっぱり紳士的な話の中で、お互いに営業しようね、かしばが繁盛することで笠置の観光産業も同時に発展していくんだ、河川敷のキャンプ場も同時に繁盛するんだという、いろんな総合的な判断の中で、やっぱりいこいの館も今後は考えていくべき必要があるだろうと、笠置町民の方にもぜひ御協力いただきたい、そんなふうに今考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、町長が言われたとおり、そういうことが一番大事だと思います。ぜひとも頑張ってくださいと思います。

私の一般質問を終わります。

議長（西岡良祐君） これより10分間休憩いたします。

休 憩 午後2時12分

再 開 午後2時25分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

続きまして、5番議員、瀧口一弥君の発言を許します。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口でございます。

私のほうから、白砂川遊歩道整備計画についてお尋ねいたします。

もちろん、町の単費単独事業ではない、府の事業であるということは承知しておりますが、工事区内は笠置町でございます。それで、建設課長におかれましては、答えられる範囲で結構でございますが、質問いたします。

その1に、工期ですね、工事はいつ始まり、いつ終わるのか。

その2が、工事の総費用でございます。測量、用地買収等、これまでかかった費用も含めてお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの瀧口議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただきましたとおり、京都府施工の工事になってまいりますので、京都府に確認いたしました内容ということで御報告させていただきます。

まず、全体的なことになってしまいますが、工期につきましては、以前の議会のほうでも御報告させていただいておりますとおり、平成25年9月から平成28年3月までを予定しております。

次に、工事費の総額でございますが、これにつきましても、以前に御報告させていただいていると思いますが、平成25年度から平成27年度までの3年間で、用地費等も含めました全ての総額で1億円と、このようになっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

それでは、先般いただきましたこの工事図、500分の1の平面図をもとに、ちょっとお話を聞かせていただきたいと思いますと思いますが、その工事区域と総面積、どの程度の面積を工事区間にしておられるのか、お尋ねいたします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの件につきまして、まず工事区域ということでございますが、いこいの館前、白鷺橋下流側から打滝川と白砂川の合流点を過ぎまして、木津川との合流点付近までの約420メートルの区域となっております。

今回、道路整備という形になっておりますので、面積ということではなく整備延長という形での表現となりますが、まず上流側の、これはいこいの館周辺でございますが、管理用道路部分で約140メートル、下流の渡り石、親水道路部分で約60メートルの整備区間と、このようになっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口でございます。

ということは、道路はずっと公園までつながると確認してもええわけですね。そういうことですね、下までつながると。いこいから渡り石部分まで、ずっと道路がつながる、一本でつながるといふうに理解してもいいわけですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問についてでございますが、京都府の整備いたします管理用道路部分に、先日の補正予算のほうで町の工事部分として予算計上いたしました町道の整備部分、これをつなぎまして、あと既設の府道なり町道なりを使いまして、下の飛び石部分まで接続すると、このような形になっております。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

理解いたしました。今までの既成の道路と併用して、新しい道路でつなぐということで理解いたしました。

続きまして、その構造物と工法、どういう構造物を置いて、どういう工法でやられるのか、またその工法によって川幅が狭まったりすることがないのかどうかということをお尋ねいたします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、構造物と工法でございますが、主に石積みによります河川の護岸工と管理用道路の新設、ほかには海岸工や渡り石工と、このような内容になっております。

次に、構造物や工法によって流れを阻害するのではないかとこの御心配の点でございますが、これにつきましては、計画の段階で流量や河川の断面積等を検討しておりまして、流れにつきましては、整備後も現在と変わらないように計画しているということでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

流れを阻害することのないように設計しておるとこのことでございますが、階段、また渡り石、その大きさ等わかりますか。大体で結構ですけれども、渡り石の大きさがどのぐらいで高さがどのぐらいあるかということはどうですか、把握しておられますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの御質問についてでございますが、正式と申しますか、渡り石の1個の寸法というものについてまでは把握しておりませんが、現在、渡り石を計画している場所の川幅につきましては、約12メートル程度の川幅のところには飛び石工を設置するというような計画になっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

渡り石の大きさがわからない、高さもわからない、まあそれは結構です。

渡り石ついている河原、皆さん御存じのように、鴨川に大きな渡り石があつて渡れるようになっております。ただ、あそこは川幅が100メートル近くあつて、流れも穏やかで、水の流れが阻害されないような仕組みになっていると思います。

今、おっしゃった川幅は12メートル、しかも木津川の手前であると、設置する場所が手前であると。府のほうで、白砂川の流れを阻害しない程度に大丈夫であるとお墨つきをいただいておりますが、ここで私はあえて苦言を呈したい。

というのは、あれは、ちょうど木津川と白砂川の合流地点のすぐ、20メートルほど手前のところですよ。皆さん御存じのとおり、木津川が増水した折には、まず白砂川から流れる水がせきとめられて、なかなか下へおりないと。そこへ、まださらに渡り石のような、高さがどのぐらいのものか、私、わかりませんが、設置されると、そこに土砂や大きな石が流れてきて、材木も含めて流れてきて、引っかかってとめるんやないかと。

そんなことない、12メートルもあるから大丈夫だとおっしゃいますが、実際、あの地に住んでみて、何十年も暮らしておりますが、流れがせきとめられて、もう少して水没したり、また水没した事例もこの間、先年の18号の水害のときには水没した事例もあります。

それを承知の上で、なおかつそのような構造物をつくって大丈夫なのかと。さらに、それをつくった後に、もしよければ、まだまだ上にそういう飛び石の構造物をつくってやろうという計画もあるらしいです。

私の思うには、打滝川の水流はめちゃくちゃ強いと。白砂川のほうは割と穏やかであると。そして、大雨のときには、直径50センチを超えるような大木も流れてきたり、下で石がごろごろ流れる音まで聞こえると。そうしたときに、そんな構造物をつくって本当に大丈夫なのか、そこをもう一度、府のほうと話し合っ、よく設計を練ってもらいたいと、私はそのように思っておるわけです。どうですかね、もう設計段階で、この計画決まったものなんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 設計検討等の詳細につきましては、あくまで京都府の事業でございますので詳しいことはお答えできませんが、当然改良工事という中で事業をやっておるわけでございますので、これまでの河川の流れを阻害する、いわば悪い方向になるというような検討はされておることはないというように考えております。

飛び石につきましても、恐らく高さ的には低い形での設計となっております、大きな流木等、どのような計算になっているのか、そこまで詳しくはわかりませんが、その辺についても、十分検討した中での結果ではないかというふうに考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 改良計画、整備してきれいになると、結構です。改良計画を出して、そ

の結果が悪くならないように願う次第でございます。

その件につきまして、もう一つお尋ねしたいことがございます。

梅雨になっておりますが、どうですか、工事は、先ほどおっしゃいましたが、工事が始まって、台風シーズンが来る前に浚渫なさるといような計画はございませんか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） お答えいたします。

これにつきましても、京都府に確認をさせていただいた内容でございますが、今回の工事に関する、関しないを別といたしまして、現在のところ、白砂川の浚渫の予定はないということでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

川底も大分上がっているようです。また、両岸のほうに砂もうずたかく積もっている場所もございます。また、町長、建設課におかれましては、ひとつ振興局のほうへ、ぜひとも浚渫したってやれという許可をいただくようによろしくお願い申し上げます。

続きまして、町の景気対策について。景気対策というと全国的なものになるわけでございますけれども、一応、町でどのような景気対策を打ち出されておるのかということをお聞きしたいと思います。

昨年の暮れ、商工会を主体として、町内専用のプレミアム商品券を商工会を通じて発行されました。これの主体と役割分担、府がどれだけして、商工会がどれだけして、町がどれだけやったということをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの瀧口議員の御質問にお答えしたいと思います。

このプレミアム商品券の事業主体につきましては、商工会が実施主体となっております。

それと費用負担ということでよろしいでしょうかね、昨年の実績、商工会のほうから実績報告をいただいている中での回答とさせていただきますけれども、総額が660万円です。

それで、その負担につきましては、660万のうち600万が販売価格ということで、残りの60万につきましては、京都府、笠置町、それと商工会の自己負担というんですかね、それがおのおの3分の1ずつということになっています。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 瀧口です。

わかりました。660万で、60万を府、町、商工会で負担したと。ということは、一応商工会を主体とした事業の中でも、基本的には3分の1ずつと理解したらいいわけですね。わかりました。

ところで、ことしの4月から消費税も8%に上がりました。マスコミの報道では、高額商品以外は消費の落ち込みも少なく、景気もまあまあ順調に推移しておるといような報道でございしますが、私の町では商店も少なく、町外へ買い物に出かけられる方も多いと思います。

それで、また今シーズン、このような景気対策を、先年と同じようにプレミアム商品券の話になりますが、そういう景気対策を打たれるかどうか、またそういう景気対策を府のほう、また商工会のほうから持ってきた場合、町としてはどのように対処なされるか、ちょっと町長のほうのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 笠置町の商工会で取り組んでいただいたプレミアム商品券の評価は、非常によかったと聞いております。商工会のほうでそういった景気対策を組まれるということであるのでしたら、京都府も含めて笠置町もぜひ協力はさせていただきたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） ありがとうございます。瀧口です。

ということは、もしそういう計画があれば、前年度程度、20万円程度の補正予算を組む気はあるということで理解してよろしいんでございますか。わかりました。

最後に、景気対策として、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、産業の活性化に取り組むという答弁がありましたが、町独自で、例えば商店なり工業なり、そういうもんが店を出してやろうとおっしゃったときに、税制面での優遇とか土地利用の促進につながるような制度改革とか制度の変更とか、そういうことを景気対策としてやられるようなお考えはどうか、ございますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 町独自でそういった税制の優遇措置というのは、今のところ考えておりません。国のほうで、これから法人税の減税ですとか、いろんな方策が講じられてこようかとも思います。現在、笠置町でそういった税をどうのこうのという話は、全く今のところは考えておりません。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5 番（瀧口一弥君） 税のほうではお答えいただいたんですけども、土地利用のほうの促進並びに許可、認可制度の簡易化というか、許可認可の簡素化というか利便性ですか、便利性、例えばこの農地があつて、ここに大きな商業地帯、地域をつくりたいとか、そういうとき、制度の変更とか条例の変更等は、もし申請があつた場合、お考えになられることはございますでしょうか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 各自治体の行財政改革、そして今おっしゃいます産業の誘致に当たつての優遇措置、それからいわゆるそれぞれの法令の優遇措置等は、今のところは考えておりません。特に、農地の使用に関しては、農地法という大きな法律もありますし、いろんな縛りがあるのも事実です。そういった中で、笠置町独自の事業を進めるについて、特区制度というのは無理かと思ひます。

しかし、いろんな地方分権等の改革も含めて、そういったいわゆる町独自の方策のお伺いを立てるといふことは、それは今後もできると思ひます。そういった中で、それぞれ個々に考えていかなければならないのではないかなど、そんなふうに思ひます。以上です。

議長（西岡良祐君） 5 番、瀧口一弥君。

5 番（瀧口一弥君） わかりました。以上をもって一般質問を終わらせていただきます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、6 番議員、石田春子君の発言を許します。

6 番（石田春子君） 6 番、石田です。

2 点ほど質問いたします。

笠置歯科口腔外科診療所についてお尋ねします。

今、岩城先生は、前任の先生の推薦で来てもらつております。当時、町議会、教委の協議で公設民営化で診療してもらつていますが、最近、毎日のように新聞、テレビ等で、よく老人の方が誤嚥性肺炎で死亡される方が多く出ておりますので、予防等の話をしてもらつたらいかがと思ひますが、どうですか。

議長（西岡良祐君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

今、石田議員さんの御質問の中で誤嚥性肺炎というのが出ましたが、確かに最近注目されている点でございまして、私も承知したのはまだ1年前後前だった。その中で、歯科で予防策をもらう、あるいはまたほかの面で予防策をもらうという点がいろいろあるかと思ひますが、口の中を清潔にするというのは確かにいい予防法だということをお聞きして

おります。

あらゆる機会を捉えて、岩城先生にお願いできるところはする、ほかの面でもやっていくところはやっていくというふうな形でやるべきだと考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

町の保健師の方も何人かおられますので、またその方とも取り組んで、町住民の口腔性等の向上を図っていただけたらどうかと思います。よろしく願いいたします。

そしたら2点目で、防災対策について、前の議員も重複するかもわかりませんが、京都府は5月30日、南海トラフ巨大地震による府内市区町村の被害想定を明らかにされましたが、それに笠置町では全壊・焼失建物は10棟と被害想定をされているが、今後、地域の防災計画によりどのように、先ほどもおっしゃいましたが、検討されているのか、もう一度お聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。石田議員の御質問にお答えさせていただきます。

南海トラフの公表の報道に出ておりましたとおり、町のほうにも資料が届いておりまして、朝からも御説明させていただきましたとおり、笠置町では崩壊10棟、人的被害も10件と、ほかから比べては少ない状況となっております。

ただ、今年度策定をして進めていきます地域防災計画については、南海トラフの地震対策についても掲載していく必要がありますので、洪水等の一般対策や震災対策、それから新しく原子力災害対策、それと先ほど申しました南海トラフの地震対策について、推進計画を防災計画の中に盛り込んでいくということになっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

先月、笠置町で洪水・土砂災害のハザードマップを全戸に配布されましたが、それに基づき、地震や洪水などの災害発生時を想定した住民の訓練等はどのように実施されていくと考えておりますか、もう一度お願いします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

防災訓練の件でございますが、一応、京都府の訓練と前後する形で、町のほうでも、今、訓練を調整しているというところです。

内容につきましては、先ほどもちょっとお答えさせてもらったんで重複するかとは思いますが、保育所や小学校については火災訓練等は定期的に実施していただいておりますので、今回はデイサービスセンターでの高齢者の避難についてとか、それからキャンプ場が洪水になった場合の避難経路とかも含めまして、そういう内容でちょっと検討していきたいと。

まだ検討している段階ですので、そうになりましたら、住民の方にも参加していただきながら訓練を進めていきたい、お知らせさせていただきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

一日でも早く訓練を検討していただきたいと思います。

町は、東南海・南海地震の震源地からは離れて、直下型地震のほうが危険と判断されますが、生駒断層帯地震並びに氾濫想定を前提に対策を取られましたらどうかと思いますけれども、いかがですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 今、南海トラフとかの資料の中には、木津川沿いの液状化も出ておりますので、そちらも防災対策の中に盛り込んでいかなければならない内容と思っております。今後、また検討していきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） もう最後ですので、これで終わります。

議長（西岡良祐君） これで一般質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（西岡良祐君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成26年6月第2回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後2時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 岡 良 祐

署名議員 石 田 春 子

署名議員 杉 岡 義 信